

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	イギリス信託法の現代的展開
Sub Title	The use of the Express Trust in England today
Author	新井, 誠(Arai, Makoto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1992
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.65, No.12 (1992. 12) ,p.289- 344
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	川口實教授退職記念号
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19921228-0289

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

イギリス信託法の現代的展開

新
井
誠

- I 本稿の目的
- II イギリスにおける明示信託の具体的活用例
- III 我国信託法への示唆

I 本稿の目的

本稿は、イギリス信託法の現代的展開をフォローしようとするものである。イギリス信託法に関する邦語文献は決して少ないわけではない。しかし、従来の研究はイギリス信託法の沿革的検討であったり、あるいはある個別的な信託制度の分析であつたりして、現代イギリス信託法をトータルに把握しようとするものは殆ど存在しなかつたようと思われる。従って、本稿は現代という視座からイギリス信託法の実像を究明し、従来の我国におけるイギリス信託法研究に欠けていた部分を補うことによって、我国信託法に対する示唆を得ようとするものである。

本稿は、上記の問題意識に鑑み、次のような三つの分析方法を用いることにしたい。先ず、イギリス信託法の沿革

には言及しない。次に、現代イギリス社会において現実に活用されている信託制度ができるだけ網羅的に取り上げる。その際、我国信託法との類似性を顧慮して、明示信託 (express trust) についての検討に重点を置くことにし、復帰信託 (resulting trust) および擬制信託 (constructive trust) は我国信託法上の信託ではないので、それらの検討は行わないことにする。最後に、明示信託の具体的活用例と信託税制との関係については可能な限り言及することにし、税制の観点からも現代イギリス信託法の特徴を浮び上がらせるこにしたい。

II イギリスにおける明示信託の具体的活用例⁽¹⁾

1 序

明示信託にはいろいろな種類があつて、各種類毎にいくつかのはつきりとした特徴があるので、先ずこれについて述べる。信託設定⁽²⁾者は生存中に生存者間信託の形で信託を設定する「*intervivos trust*」、遺言中にその旨を記載することにより同人の死亡時に遺言信託を設定する「*testamentary trust*」。甲が甲乙両名を受託者とする信託を設定して、この信託に同人所有のすべての不動産を信託財産として譲渡し、甲に信託財産についての生涯権を、その子供達には残余権を等分に与えることとし、信託を解消する権限と捺印証書や遺言によって信託財産の元本を甲の子供達の間で不等分に分配させるようにする権限を甲が留保し、甲乙両者の判断で必要と認めた場合には信託財産の元本を甲自身にも配分できる権限を甲乙側に留保するというような形の生存者間信託を利用すれば、「遺言の代用品」("will substitute") として信託を利用することも可能である。遺言によって遺産を処分することにした場合には遺言検認裁判所により故人甲の遺産の内容を世間に（世間にには寄付をせびらうとする者や誘拐を企もうとする不逞な輩もいる）に公表しなければならなくなるのに反し、このような信託方式をとった場合には、遺言検認裁判所の許可を得る必要なしに、生存受託者乙が自動的に甲の遺産についての遺産管理人となれると

いう利点がある。

信託設定者はその所有財産の特定部分を直接受託者に譲渡することによって元本型の継承的不動産処分を行なうこともできるし、私立の学校に通っている孫のために使用するという条件で七年間に亘って毎年自分の所得のうちから二・五〇〇ポンドを受託者に譲渡するという約束を受託者との間で取り交わすことによりインカム型の継承的処分を行なうこともできる。ただし後者の場合には一九八八年三月一五日以降に行なわれた継承的処分については従来この種の処分について認められていた税法上のメリットが認められないことになった。生命保険契約上の保険金支払請求権のような財産を信託財産として信託設定者から受託者に譲渡した場合には、たとえ信託設定者が自分の所得の一部からこの保険料を引き続き支払っている場合でこの保険料の支払が相続税法上無視されるような場合でも、元本型の継承的処分が成立することになる。

2 制定法上の信託 (statutory trust)

一部の共通の事情に対応しなければならないという政策上の理由から、国会で特別な法律が制定され、この法律により新たに「制定法上の信託」ともいるべき次のような信託制度が誕生した。

●破産

破産財団の管理権は、一九八六年破産法 (Insolvency Act 1986) の規定により、自動的に公的財産管理人もしくは同法の規定によって任命された破産管財人の手に委ねられる。破産管財人の職務は債権者の利益のために破産者の財産を管理し、これを換価して、破産債権を最大限に満足させることにある（ただし制定法の規定により破産管財人は一部の特定の破産債権については、他の破産債権に優先して満足させなければならない義務を負う）。

●無遺言相続 (intestacy)

一九二五年遺産管理法 (Administration of Estates Act 1925) の規定により、無遺言で「死」した者の遺産につき遺産管理状の交付を受けた者は売却処分延期権付きの売却信託 (trust for sale with power to postpone sale) 上の受託者となつて遺産を信託財産として管理し、その換価代金を先ず故人が負担していた負債、費用その他の消極財産の弁済に充当し、なお残額ある場合には、無遺言相続に関する法令の規定に従つて、相続権を有する者にこれを分配するという権利義務を有する。

● 土地の共有 (co-ownership of land)

イングランドやウエールズ所在の土地を複数の実質上の所有者が共有している場合には一九二五年財産法 (Law of Property Act 1925) の規定上、その土地は共有権者を受益者とする売却処分延期権付きの売却信託上の信託財産として取り扱われることになる。従つて、甲乙両名が資金を出し合つて住宅を購入することとし、実際にこの住宅を甲の単独名義か甲乙の共同名義で購入した場合には、単独名義人としての甲または共同名義人としての甲乙はいずれも甲乙両名を受益者とする売却処分延期権付きの売却信託上の信託財産としてこの住宅を所有することになる。将来この住宅を買い取ろうとする者がこの住宅が売却信託上の信託財産であるという事実を実際に知つていていた場合もしくは同住宅が実際に複数の者によって占有されているということを知つたことにより当該事実につき解釈上悪意 (constructive notice) の者となつたことにより当然知り得べき立場にあつた者と見做された場合には、受益者たる共有権者の有する衡平法上の権利による制約を一切受けない「きれいな」形で当該住宅の所有権を取得するためには、当該住宅の両受託者 (両受託者に代わつて信託会社が受託者となつてゐる場合にはその受託会社をいう。以下、同様) に對して売買代金を支払わなければならないことになる。

従つて、このような共有物件の場合には共有権者甲乙両名の代理人たる弁護士や公認不動産譲渡取扱士は当該住宅に関する普通法上のタイトルを合有不動産権者 (joint tenants) としての甲乙両名に帰属せしめるようにするとと

もに、未登記の土地の譲渡証書上に必ず同住宅が合有不動産権者または共同不動産保有権者 (*tenants in common*) (いすれの場合もそれぞれの共有持分は必ずしも同じである必要はない) としての共有権者を受益者とする売却信託上の信託財産であることを明記しなければならない。登記済の土地につき登記上二名の所有権者がいることになっている場合には、土地登記官は当該土地に関する登記簿中に「制限物件 (restriction)」が存在している旨を登記し、以て同土地の両受託者に対して売買代金等の処分代金を支払わない限り当該土地の処分を正式に受けることはできない旨の記載をしておかなければならないことになる。この制限物件の存在に関する記載を省略できるのは、登記上の所有権者两名のうち「合有不動産権は生存者に帰属する」という法理 (*jus accrescendi*)に基づく生存者たる者に対して実質上の合有不動産権者として有効な売買代金受取証を発行する権利が与えられていると認められる場合だけに限られる。

一九二五年財産法は、共有主義となつてゐる土地の譲渡を簡略化してその市場流通性を高めるために、コモン・ロー上の不動産権を共有する共有者は共同不動産保有権者としてではなく、合有不動産権者としてこれを保有しなければならないと定め、この場合における合有不動産権者の数を四名以内と限定したのである。合有土地保有権者のうちのいすれかが死亡した場合には、合有に属していた土地についてのコモン・ロー上の不動産権は、合有制度の根幹ともいべき「合有不動産権は生存者に帰属する」との法理により、その土地は当然合有権者のうちの生存者に帰属することになり、生存合有権者は任意の者を同土地についての新たな合有権者に選任することができ、万一生存合有権者がこの措置をとらなかつたために最後の生存合有権者が死亡して生存合有権者がいなくなつた場合には、死亡した最後の合有権者の人格代表者が同土地についての新たな受託者を選任することになる。ある土地が未成年者、禁治産者、準禁治産者、遠隔地居住者等を含めた多数の者の共有に属しているような場合には、この土地についてのコモン・ロー上の不動産権はこれらの共有権者を受益者とする売却処分延期権付きの売却信託上の信

託財産として上記にいう四名の範囲内の所有権者の名義で保有されることになり、これらの受益者は信託財産につき合有権者または共同保有権者の資格で衡平法上の権利を持つことになる。この場合に共同保有権者に認められる権利は共有持分権であり、この共有持分権は生存者間取引によつても遺言によつても自由にこれを処分することができる。このような売却信託の目的物となつてゐる土地を購入した者は、信託財産である同土地の登記上の合有権者となつてゐる二～四名以内の受託者（これ等受託者の総代理人として信託会社が選任されている場合にはその信託会社）に對して売買代金を支払えば、当該土地につき信託上の受益者の有する受益権の制約を一切受けない完全な形のコモン・ロー上の所有権を取得できることになり、その場合には受益者の有する受益権は最早土地とは関係のないものとなり、土地そのものからは切り離され、その代わりに土地の売買代金に付着し、受益権行使しようとする受益者はこの売買代金にしか掛かつていけないことになる。かくて、このような土地が売買されてもその購入者と同土地の受益者であつた者は互いに争う必要はなく、制定法上共有没有する土地についてのコモン・ロー上の不動産権は一定数の合有権者の共有名義でしか保有できないとしたことにより、たとえある土地が四一人ものコモン・ロー上の共同土地保有権者の共有になつており、共有権者の中に未成年者、禁治産者、準禁治産者、遠隔地居住者がいたり、持分は絶対に手放さないと主張する頑固者がいたとしても、そのためにその土地の流通が妨げられることがなくなつたのである。

共有となつてゐる土地につき受託者が同土地の売却処分義務の履行を拒否しているとか、売却処分延期権の行使につき法律上要求されている受託者間の全員一致の合意が得られないとか、同土地を売却したり賃貸する場合には予め衡平法上の権利を有する共有権者の承諾を得なければならないことになつてゐる場合にその承諾が得られないというような問題が発生した場合には、一九二五年財産法第三〇条の規定により、裁判所がこれを裁けることになつた。この種の問題に関する提訴を受けた裁判所は適切と認める命令を発することができる。この場合、裁判

所は、信託財産である共有の土地を売却してしまうと信託の精神や目的に反することになると認めた場合以外は、必ず「信託の規定は必ず文言通りこれを実行して信託財産を売却せらるべし」という原則に従つて事案の判断をしなければならないことになる。⁽³⁾ 一九七三年婚姻訴訟法 (Matrimonial Causes Act 1973) 第二十三条および同第二四条の規定により、夫婦間の争いについては裁判管轄の規定が緩和されており、夫婦間の争いは財産法の規定に従つて大法官府に申立てるのではなく、同法の規定に従つてできるだけ家事審判部に提出しなければならないことになつた。⁽⁴⁾

夫が破産した場合におけるその破産管財人は、夫婦共有財産のうち夫の持分につき権利を有している場合には、妻を相手どつて妻の持分とともに当該占有財産の売却を命ずる裁判を求めて訴を提起することができる。このような訴が提起された場合には、一九八六年破産法第三三六条の規定により、破産裁判所が、破産債権者の利益、破産者との妻の行為と破産との関係、破産者の妻の側の資力と今後の生計費、子供の養育費その他一切の事情 (ただし破産者本人の生計費は除く) を勘案した上で公正・妥当と認めるといふに従つて、裁判を行なう。破産財団に属する財産の管理処分権が破産管財人の手に委ねられてから一年経過した後にこのような訴が提起された場合には、裁判所は、特に例外的な事情の存在が認められない限り⁽⁵⁾、破産債権者を如何に満足させるかということが何よりも重要であるとの前提に立たなければならぬ。

● 売却信託／財産の種類転換の法理 (trust for sale and the doctrine of conversion)

「衡平法はなされたるべきものをしてなされたるものと見做す (Equity looks on that as done which ought to be done.)」⁽⁶⁾ という有名な法諺があるが、信託上または売買契約上、土地を現金に換価しなければならないと、いうような拘束力ある義務が存在する場合には、たとえその換価が行なわれていない場合でも、法律上は既に換価されたものと見做して金銭が土地であるかのように処理することができるいわゆる「解釈上の転換」が行なわれているが、これはまさにこの法諺を根拠としたものである。逆の場合も同様であり、土地取得代金として支出するよう指図されている

金銭がある場合には、これは解釈上既に土地に転換されたものとして取り扱われることになる。売却処分にして欲しいとの指図を付けて土地を受託者に預けたり、土地の取得代金として使用せよとの指図を付けて金銭を受託者に預けた場合で、受託者がこの転換義務を実際に何時履行するか判らないような場合には、受益者の権利の目的が果して動産なのか不動産なのかを何時とも知れない転換義務履行時まで不確定な状態にしておくのが不都合であるとの考え方からこの「解釈上の転換」の法理が生まれたのである。受託者側の義務の履行や不履行によつて受益者側の権利の目的物の性質が左右されてしまうというのは不都合だというわけである。一九二五年になるまで無遺言相続不動産（自由保有土地の取り戻しを求める裁判は特定履行を求める裁判、すなわち対物訴訟によつて行なうことが認められていていたのでそう呼ばれていた）は法定不動産相続人だけに相続され、被相続人の人的財産（賃貸中の土地も含む。なお、当時は賃貸中の土地については特定履行を求める訴によつてこれを取り戻すことが認められておらず、損害賠償の請求だけが認められていた）は制定法上の近親者に均等に相続されることになつていて特に不都合感が強かつた。

従つて、一九二五年末までは、甲乙両名を均等受益者として生存者間で設定された売却信託上の受託者が自由保有土地を信託財産として保有している場合で、甲が無遺言で一九二五年末までに死亡してしまつたような場合には、従来は甲が有していた同土地の半分の持分は人的財産として同人の法定近親者に相続されてしまつことになつていていた。たまたま甲の存命中に受託者が土地を売却しなかつたとすると、それだけの理由で甲の持分は同人の法定不動産相続人に相続されてしまい、逆に甲の死亡後に受託者が土地の売却を行なつた場合には甲の持分は同人の法定近親者に相続されてしまうというのでは、衡平法の原則に反するのではないかと考えられたのである。一九二六年以降も甲が遺言によつてその所有に係わる動産を丙に遺贈し、不動産を丁に遺贈したというような場合で、衡平法上の共同保有権者の一員として甲が保有していた不動産が甲を受益者とする売却信託の目的物となつておりこの不動産を丙が相続することになつたような場合にも、同じような問題が発生した。⁽⁶⁾ この場合に甲が問題の

不動産を共有持分五〇%ずつという条件で乙との間で共有していたような場合には、たとえかなりの資産家であつたにも拘わらず弁護士と相談もせずに遺言を作るというような無茶なことをしていたという誹りや、「動産」とか「不動産」というような法律上の専門用語が具体的に何を意味しているかも知らず、この点について弁護士の助言も得ずに遺言中に不用意にこの種の専門用語を使っているという誹りを甲が受けなければならぬにしても、死後にこのような形で不動産の帰属が決まつてしまふとしたならば、甲としては到底納得できなかつたものと思われる。このように遺言中に法律的な専門用語を不用意に使つたりしている場合で、その遺言中に単に「動産はすべて某々に遺贈する」と記載しているような場合には、不動産に関しては無遺言で死亡したものとして取り扱われてしまう場合も出てくるのである。⁽⁷⁾

法定売却信託 (statutory trust for sale) を利用した場合には、「解釈上の転換の法理」という法技術的な法理が適用されることになり、その結果、論理的であると同時に擬制的な結果（裁判所はこの擬制的な結果の発生をできるだけ少なくするよう絶えず圧力を受けている）が生ずることになる。具体例として母甲とその子乙が半額ずつ資金を出し合つて乙の名義で住宅を購入したというような場合を想定してみよう。住宅購入後に乙が母親より素敵な女性丙と出会つて結婚し、丙が甲乙と同居した場合に、不幸にして嫁姑の問題が発生し、嫁が姑を尻に敷くというような状態になつてしまい、乙が母親である甲に家を出て別居するよう宣告したうえ、財産法の規定を盾にとつて問題の住宅は同人と甲が五〇%ずつの受益権を有する信託法上の信託財産であり、同人がコモン・ロー上の不動産権所有者として保有しているものであるから、解釈上の転換の法理によつて甲に対し認められている権利は不動産そのものについては及ばず、不動産を売却したと仮定した場合に得られる推定上の売買代金についてだけしか及ばないから、甲が乙の意思に反して同居しているのは他人の不動産上に不法に侵入して、占拠していることになるので、乙は然るべき法的手段に訴えて甲を退去させることができると主張した事件が実際にあつたのである。この件を審理し

た裁判所は、甲乙は同居の用に供する物件として当該住宅を共同で購入したものであると認められるといふ。」の種の衡平法上の共同保有権者に対しては、一九二五年末までにコモン・ロー上の共同保有権者となっていた場合と較べて、法律上不利益な扱いをしてはならないことになつてゐるとして、息子乙の主張を排除して、甲乙は共に同家屋が実際に売却されるか、一九二五年財産法第三〇条の規定に基づく裁判所の命令が出るまでは、引き続き同住宅を占有できると判示した。⁽⁸⁾

● 継承的処分土地法上の継承的不動産処分および売却信託による継承的不動産処分 (Settled Land Act settlement and trust for sale settlement)

相続により土地が複数の者を受益者とする信託（売却信託以外のものをいう）上の信託財産となつた場合（すなわち、遺言により農園を「甲の生存中は生涯権の形で甲に、甲が死亡した場合における残余権は乙の生存中生涯権の形で乙に、乙が死亡した場合における残余権は無条件で丙に継承取得させる」というような継承的不動産処分が行なわれる場合をいう）には、継承的処分済土地に関する法律 (Settled Land Act. 以下「継承的処分土地法」という) 上の継承的処分の問題が発生する。この場合一九二五年法 (1925 Act) の規定により、ロマン・ロー上の単純保有権は生涯権を有する不動産権保有者に帰属させなければならないことになつており、この者には当該土地を自由に売却できる無条件の権利と当該土地を賃貸したり、これに抵当権を設定することができる制限付の権利が認められ、同人の有する権利は如何なる方法によつてもこれを剝奪したり、削減したり、妨害してはならないことになつてゐる。不動産につき生涯権を有する不動産保有者はいわば「城主」のような立場にあるが、同人の保有する不動産を買い取つてこれにつき信託上の受益者の有する権利の制約を一切受けない「瑕疵のない所有権」を取得しようとする場合には、購入代金は信託の受託者（通常信託の受託者は二名いなければならぬが、信託会社を受託者とした場合には一名でもよい）に対して支払わなければならぬことになる。生存者間において行なわれる継承的不動産処分の場合には、受託者の氏名は当該処分に関

する証書中に記載されるが、遺言によって繼承的処分が行なわれる場合で遺言中に受託者が指定されていない場合には、遺言作成者の人格代表者が繼承的処分土地法上の受託者となる。遺言作成者の人格代表者が一人しかいない場合で、この者が信託会社以外の者である場合には、この者は同人の共同受託者となるべき者一名を別途選任しなければならない。始めから繼承的処分土地法上の繼承的処分を目的とした信託であることをはつきりとさせて設定される信託は稀であるが、農園や家屋敷の管理権を全幅の信頼を寄せている特定の個人一名の手に全面的に委ねたいと希望している者が利用する信託としては、繼承的処分土地法上の繼承的処分を目的とした信託は読えむきのものであろう。

繼承的処分方法によつて不動産を処分することを目的として設定する信託の設定方法として現在一般的に使われている方法は、売却処分延期権付きの売却信託を設定し、この信託の受託者の手に不動産を委ねるという方法である。この種の信託の受託者は、信託設定証書中に「同不動産を売却したり賃貸する場合には予め同不動産につき生涯権を有している不動産権保有者もしくはその他の特定の者の承諾を得なければならない」旨が明記されている場合（この場合には、当然この承諾がなければ売却したり、賃貸したりすることはできない）以外は、当該不動産の管理処分に関するすべての事項を司ることになる。この種の信託上の信託財産となつてゐる不動産を購入しようとする者は、当該信託上の受益者の権利を一切排除して、瑕疵のない所有権を取得したいと希望する場合には、同信託上の両受託者（信託会社が受託者となつてゐる場合にはその信託会社）に対して購入代金を支払わなければならぬ。

3 公益信託 (charitable trust)

公益信託に対する寄付は通常信託の受託者に対して行なうことになるが、公益法人（大学や病院等をいう）に対する寄付は直接当該公益法人に対して行なうことができる。公益法人は、寄付を受けた場合には、寄付の目的物たる財産

については完全なる実質上の所有権を取得することになるが、寄付を受けた財産については専ら基本定款や寄付行為に定められている公益目的のためにしかこれを使用してはならないことになつておる。基本定款や寄付行為を変更してその事業目的を公益以外のものに変更するというようなことはできない。

公益信託や公益法人が受けた寄付については譲渡所得税、贈与税、相続税は課されないことになつており、また三年を超える期間に亘つて公益信託や公益法人に対して所得を寄付する約束をしている場合で、その約束に従つて寄付された所得については所得税法上寄付控除が認められておる。このことから見ても税法上も慈善行為が奨励されていることが分かる。公益信託や公益法人には所得税、譲渡所得税、法人税、相続税等は課されない。

公益信託は、私益信託と較べると、いろいろな面で優遇されている。公益信託は不定期間を存続期間として設定することができるし、信託設定者が一般的な公益目的のために信託を設立する旨の意思表示さえしていれば、特に具体的な事業目的を掲げる必要はなく、後は信託設定者の表明した一般的な公益目的に合致する具体的な事業目的が定められるように裁判所または裁判所の監督下で公益審議会 (Charity Commissioners) の手で「可及的近似の原則 (cyr-près scheme)」に則した事業計画を定めて貰うことができる。事業目的には直接的・間接的に信託から利益を受ける者で信託の目的を実現させるために訴を提起する資格 (locus standi) を有する者を具体的に特定せずに、きわめて抽象的な目的だけを掲げておくだけでよい。これは公益の保護者としての國 (parens patriae) の代理人である法務長官に公益目的の信託の目的を達成するための訴を提起する資格が認められているからである。公益信託の場合には衡平法上の財産権が受益者に帰属することについては特に異論はない。公益信託の受託者は信託財産についての完全なる所有権者となるが、受託者としての職務上当然信託財産は公益目的のためにしかこれを使用してはならないという制約を受ける。法務長官は、公益信託の信託財産が第三者 (公益信託の存在を知らずに信託財産を購入した善意取得者は除く) の手に渡つた場合にも、これを追及して取り戻すことができる。公益信託の受託者が破産してもその破産債権者は信託財産

に掛かっていくことはできない。これは信託財産は受託者自身の固有財産ではないからである。公益信託の信託財産が実際に公益団体や公益目的のために充当された後にこの公益団体や公益目的が挫折してしまって、公益目的の達成が覚束無くなってしまったような場合には、その信託財産は、裁判所または公益審議会の手で「可及的近似の原則」に従つて関連性の強い他の団体や目的のために使用されることになる。このように一旦信託財産となつた財産は信託を経由して信託設定者、同人の受贈者、受遺者にその固有財産として渡ることはないのである。

公益信託としての優遇措置を受けようとする信託は、貧困の救済を目的とするか、特定の階級の人々の利益ではなくて公益のためのものであるという要件を満たしているものであり、宗教や教育の普及、地域の公益に資すると認められる目的その他これに類似する目的を掲げたものでなければならない。ただし新法を成立させて法律を改訂することを目的とするような信託や政府の外交政策に影響を及ぼすことを目的とするような信託は公益信託とは見做されない。

既存の公益信託に追加の寄付をするのではなく、新たに公益信託を設定して、所有財産を信託財産にしようとする者は、公益審議会との間で設定条件の交渉をしなければならない。相談を受けた公益審議会側は、その信託を公益信託として認定して登録させるかどうかを決めるに先立つて、内国歳入庁と協議しなければならないことになつてゐる。公益審議会の下した処分に不服がある場合には異議申立てをすることができるが、多額の費用を要するためにあまりこの異議申立ては行なわれていない。この場合公益審議会側がつけてくる条件の中には受託者に対して支払う手数料や報酬について定めた報酬規定の削除というような疑問視されるようなものもなくはないが、大体において審議会側がつけてくる条件を呑んでしまう方がことは簡単である。

災害救援基金 (disaster funds) の場合には、災害によつて被害を受けた人々を救済するために設定された私益裁量信託と較べると、公益信託としての資格は弱いかもしない。信託を公益信託たらしめるためには災害によつて被害を

受けたために救援を必要としている人々の救済を目的としたものでなければならず、被害者の中には「被害の度合と比較して救援物資や救援金の支給を余分に受けたとしてもこれによって生ずる利得だけで被害の埋め合わせをする」とは到底できないのだから救援物資や救援資金は被害者間で全部均等に分けてしまえ」というような論をなす者もあらうが、公益信託たらしめるためには、被害者に対するそれはそれが抱えているニーズを超えた救援物資や救援金の給付を行なわないようにすることが肝要である。余った資金や物資については、被害者に分配するようなことをしないで、その他の類似の公益目的のためにこれを使用するなり、裁判所や公益審議会が「可及的近似の原則」に基づいて定めるその他の目的のために使用するようにしなければならない。ただしこのような措置をとれば、一一六人の子供と二九人の大人の犠牲者を出した一九六六年の「アーバーファン(Aberfan) 石炭ばた山崩落事故」に際して寄せられた一七五万ポンドの義援金を巡って起こった後味の悪い非難合戦が再び起こる可能性もある。

一九八〇年代に入ると、一九八一年に設立された「ペンリー・ヘリーリー救命ボート転覆事故被害者救援基金(Penlee Lifeboat Disaster Ferry Fund)」、一九八五年に設定された「ブラッドフォード市サッカー競技場火災事故被害者救援基金(Bradford City Football Stadium Fire Fund)」、一九八七年に設定された「ハーラード・オブ・フリー・エンタープライズ基金(Herald of Free Enterprise Fund)」を見られるように、従来と比べて公益信託に代わって私益裁量信託が多数設定されるようになつた。この種の信託の受託者は、信託基金全額を一年位の間に被害者間で分配できるような分配計画を立て、これを実施するという方法をとつてゐる。なお、この種の信託の場合には三五%の税率で所得税を課ねられることになるが、救援金の受給者のうち低額所得者の場合には、所得税の還付請求ができる。

4 私益家族信託 (private family trust)

子供が生まれたり、結婚したり、離婚したり、人が死んだりした場合もよく信託設定の端緒となる。財産を信託に

出捐したり、設立する信託の種類を決めたりする場合には、税金問題が大きな役割を演ずる場合が多い。信託を設定して所有財産を信託財産として出捐した者がその出捐後七年以上生存した場合、または出捐先が裁量信託（税法上優遇されている積立扶養信託以外のものをいう）である場合で、一一万ポンドという非課税枠を利用したり、税法上認められているその他の非課税枠を利用した場合には、相続税を節約する方法としていろいろな道が開けている。この場合の信託設定者は信託財産として受託者に譲渡した財産につき「圧縮記帳（hold over）処理」を選択して、信託財産が同人の簿価のままで受託者の手に渡るようにして、譲渡所得の認識時期を繰延べて、譲渡所得税の課税時期を繰延べることもできる。信託を設定して個人財産を信託財産として出捐した者は、この信託が取消不能なものであり、かつ同人との妻が信託の受益者となることが絶対ないような取り決めをしたうえで、さらに同人の子供のうちの未婚の者については成年に達するか、成年に達する前に婚姻しない限り、同信託の受益者となったり、同信託から給付を受けたりすることがないようにしておけば、信託財産として信託に出捐した財産から生ずる所得に関しては高い累進税率（現行は四〇%。ただし一九七八年～七九年については一五%の投資所得加算税も含めて最高九八%にもなった）の適用を免れることができる。信託財産について生じた利息も信託財産の中に組み入れる旨が定められている場合には、信託財産について生じた利息はこれを積立てておいてこれを元本として信託財産の中に繰り入れることができる。これは元本に組み入れられた利息は当然元本としての性質を取得するからである。この場合の利息については通常の基本税率に一定の比率を加えた割増税率によって課税されることになり、税率は最高三五%（従来は四五%）となる。このようにして積立てられた利息は、元本の払い出し金の形で、三五%を超える税率で所得税の課税を受けている受益者に対して払い出すこともできる。三五%を下回る税率で所得税の課税を受けている受益者に対しては、信託財産について生じた利息については、積立て処理して元本に組み入れずに、当期利益の分配の形で分配すれば、当該利息について信託側が負担して納付した所得税については、受益者側が税額控除枠としてこれを利用して、税金の還付請求をすること

がであります。

信託に対する課税上の取り扱いは、信託の種類別、すなわち、受動信託 (*bare trust*)、利益受領権付信託 (*interest in possession trust*)、裁量信託 (*discretionary trust*)、税法上特別優遇措置を受けたる信託 (*specially favoured trust*)、つまり積立扶養信託 (*accumulation and maintenance trust*)、財産保護信託 (*protective trust*)、どうかによつていろいろ変わつてくる。いじりば細かい脱税防止原則や非課税枠条項等の問題は割愛して、課税上の取り扱いの原則についてだけ述べることとする。

● 受動信託 (*bare trust*)

受動信託とは、「相続権を有する複数の受益者がいる場合には受益者間のバランスをとらなければならぬ」というような信託事務処理上の積極的義務を信託の受託者側が一切負わず、単に預り人またはノミニーとして信託財産を保有し、正当な権利者として絶対的権原を有する契約締結能力者たる受益者に対して、もしくはこの種の受益者の指図に従つて、信託財産を移転する義務だけを負うという場合における当該信託のことをいう。この種の受益者は絶対的な権原を有する所有権者と見做される。受動信託の受託者に対してある種の権限や裁量権を持たすこと也不可能であるが、一二名の家族株主が信託設定者となつてその所有株式に伴なう議決権その他の権利を信託設定者の利益のために行使して貰うことの目的とした議決権信託を設定して、その所有株式をこの議決権信託に譲渡したという事案である「ブース対エラード (Booth v. Ellard) 事件」⁽⁹⁾で認められたように、受託者に対して与えた権利や裁量権は、判例上は受益者の全員一致によりこれを排除することができるものとされてゐる。

ただここで注意しておかなければならないのは、「サウンダーズ対ヴァーティー (Saunders v. Vautier) 事件」⁽¹⁰⁾の判決に見られるように、信託を設定して一〇歳の少年Bを受益者とし、その少年が満一五歳になったときに信託財産を同人に対して繼承的に処分するといふと、信託財産の元本について生じた利息については、少年Bの教育費や

扶養費として必要ない限り、二一年間これを積み立てておくと定めた場合には、少年Bは満二十五歳になつた時点で信託財産について絶対的権原を取得することになるので、信託財産の引渡しを要求でざることになり、それ以降は利息の積立てをする必要はなくなるという点である。この場合少年Bが満二十五歳になつた時点では信託は能動信託 (active trust) の信託財産ではなくなり、少年Bが信託財産につき無条件の権原を取得した時点で受動信託が成立することになる。この受動信託に対して三五%の税率による譲渡所得税が課される。ただしこの場合少年Bが信託財産が当初受託者の手に移転された時点における簿価と同じ金額で引き継ぎ、譲渡所得の認識時期を繰延べるという圧縮記帳の方法を選んだ場合はこの限りではない。少年Bが満二十五歳になつて信託財産につき絶対的権原を取得了した場合には、税法上その後は、たとえ実際に同人が信託財産を自分のものとして引き取った場合であると受託者の名義のままにしておいた場合であるとに拘わらず、少年B本人が信託財産の絶対的な所有権者と見做されて課税を受けることになる。

●利益受領権付信託（確定利益信託）[interest in possession trust (fixed interest trust)]

信託の受益者のうちのいすれかが信託の基本財産について生じた利益から信託事務処理の管理手数料として受託者に対して支払った金額を差し引いた純利益のうちの特定部分を毎年受け取れるようになつていてる場合、すなわち、Bが既に成年「もし未成年だと一九二五年受託者法 (Trustee Act 1925) 第三一条の規定によりBは成年に達するか成年に達する前に婚姻しない限り利益を受け取ることができない」である場合に、信託を設定してBを受益者として信託財産についての生涯権を与えたり、Bが満三〇歳になつた時に信託財産をBに譲るというような取り決めをした場合における当該受益者Bは信託基金につき利益受領権を有していることになり、この種の信託を利益受領権付信託といふ。この種の信託の受託者に対して他の者に利益を払い渡したり、一旦利益を積み立てておいて後日これを他の者に払い渡すことができるというような裁量権を認めている場合には、たとえ受益者Bが、生涯権を有する不動産権者とし

て、他の者に支払われなかつた利益を取得する権利を持つている場合でも、受益者Bは利益受領権を有している受益者とは見做されない。信託財産から純利益が生ずる場合（生命保険契約上の保険金支払請求権のような毎年特に所得を生まないような財産も信託財産とすることができる点に注意）で、生じた所得についてはその発生年度に受益者Bがこれを受領できることになっている場合には、たとえ将来において受託者が自らに与えられた権利を行使して「以後信託財産はCに生涯権を、残余権を無条件にDに与える」と定めて受益者Bに対する利益の支払を停止するようなことになつた場合でも、それまでは受益者Bは引き続き利益の支払を受けられるのであるから、依然として利益受領権を有する受益者と見做されることになる。

利益受領権付信託から生ずる所得は受益者自身の所得として受益者自身に適用されている最高限界税率で所得税が課税されることになる。受益者が受け取っている利益の発生源となつていてる信託財産は相続税法上は受益者の所有財産と見做されることになるので、受益者Bがその存命中九〇万ポンドの価値を有する信託財産の三分の一から生ずる所得を受領する権利を持っている場合には、信託財産のうちの三〇万ポンド分は同人の所有財産と見做されることになる。従つて、もし受益者Bが別に一一万ポンド相当の遺産を残して死亡した場合には、同人は合計四一万ポンド相当の課税対象相続財産を残して死亡したことになり、これについては四〇%の税率で相続税が課されることになり、相続税のうちの同人の持分に係わる信託財産に関する分は信託の受託者がこれを納付することになる。このような状況下において受益者Bが同人の有する利益受領権を同人の息子に贈与した場合には、原則的にこれは非課税枠内の三〇万ポンドの贈与として取り扱うことになる。この場合にBが贈与後七年以内に死亡した場合には、遡って相続税を支払わなければならないが、この場合の相続税は受託者がこれを支払うことになり、贈与後七年以上生存した後に相続税の非課税枠内の一一万ポンド以下の遺産しか残さないで死亡した場合には、相続税は一切課されないことになる。

利益受領権付信託の受益者が死亡したとしてもそれだけの理由で譲渡所得税が課されることはない。信託財産の評価額は死亡時における相続税法上の評価額の水準まで引き上げられるが、納付すべき譲渡所得税と相続税が一挙に増額されるというようなことにはならないようになっている。信託財産についての利益受領権が、死亡以外の理由で信託財産の全部または一部についての絶対的権原が第三者に帰属してしまったことにより、消滅してしまい、これによって信託課税制度の適用対象外となつた財産に関しては二五%の税率で譲渡所得税が課されることになる。

ただし圧縮記帳を選択した場合には新たに同財産の所有者となつた者は同財産の簿価としては同財産の譲渡人である受託者の簿価を引き継ぐことになるから、譲渡所得税の納付時期の繰延効果が生ずることになる。すなわち、「Aの生存中（ただしAが再婚した場合にはその再婚の時まで）はAに、その後の残余権を絶対的な権原の形でBに」という条件で資金を信託化した場合にAが再婚したり、「Cが三〇歳になつたときにはCに与える」という条件で資金が信託化されている場合においてCが三〇歳になつた場合等がこれに当たる。信託の受益者が同人の有する衡平法上の権利を処分しても、同人自身がこれを買い取つた場合でない限り、譲渡所得税が課されることはない。これは譲渡所得税の課税対象となるのは信託基金を構成する実際の財産を受託者が処分した場合だけに限られているからである。受託者が信託財産を処分した場合でも、これによつて発生した譲渡所得の年間合計額が二、五〇〇ポンド（この金額は個人に対して認められている譲渡所得税の免税枠の半額である）である場合には、譲渡所得税は掛からないことになつておらず、信託設定者が複数の信託を設定している場合には、この一年二、五〇〇ポンドという免税枠は当該複数の信託に分割して利用することができるが、この場合における一信託当たりの分割利用金額は五〇〇ポンドを下れないことになっている。信託の受託者がその管理運用に当たつている信託財産を処分した場合には、二五%の税率で譲渡所得税が課されることになる。ただし、信託の設定者自身やその配偶者が信託財産に関して何等かの権利を留保している場合には、課税対象となる譲渡所得は信託設定者本人が稼得したものと見做されて、同人に適

用されている限界所得税率（通常は四〇%である）と同じ税率で課税を受けることになる。

信託の受託者が手にした譲渡所得に関しては譲渡所得が二重に課されることはないが、法人が上げた譲渡所得については三五%（小規模法人の場合には二五%）の税率による法人税が課されることになり、株主側に譲渡所得が生じた場合には株主にも譲渡所得税が課されることになる。

● 裁量信託（およびその他の非確定利益信託）[discretionary trust (and other no-fixed interest trust)]

裁量信託は、法律上柔軟な運営管理が認められているので、家族の財産の運用管理のために利用するものとして非常に人気がある。個人財産の運用管理を裁量信託に委ねようとする者は、裁量信託を設定して、個人財産の全部または一部を信託財産とし、この信託財産から生ずる利益については、同人の直系卑属、配偶者および同人の直系卑属が文書で指定したその他の者（内縁の妻、非嫡出子、同性の同居人、友人の子供で才能のありそうな者等もこの範疇の中に含まれる）のうち受託者が適切と認めた者を受益者とし、「国王クaine・エリザベス一世の直系卑属のうち信託設定日現在において生存していた者のうちの最後の者が死亡してから二一年間に亘って」これを分配し、「この二年が終了した時点で信託の基本財産は受託者が適切と考へる分配比率で上記にいう適格受益者のうちその時点において存命している者の間で分配すべし」というような取り決めも行なうことができる。この場合受託者に対しても、信託設定の日から二年間は信託財産について生じた利息のうちの適切と認める部分を積み立てておくようによる権限や、信託財産を使って要求払ローンの形で無利息のローンを受益者に対して貸付ける権限、信託財産を使って土地を購入し、土地使用許可を発行してこの土地を受益者に無償で使用させる権限、任意の時期に任意の受益者に対して信託財産の元本を分与してしまう権限等を与えることは勿論のこと、指定された信託の存続期間の満了前に信託を消滅させてしまう権限さえも与えることもできる。裁量信託の場合には、イギリスの非居住者を再受託者に選任して、この非居住者受託者に信託財産のすべてを移転して、信託の準拠法として英國法に替えて当該非

居住者受託者の所在国（国内法上信託の概念を認めている国に限る）の法律を信託の準拠法とする権限を受託者に与えることさえも可能である。

裁量信託には財政面、社会面または経済面において生ずる変化だけでなく、予見可能なものやそうでないものも含めて、自分の家族や子孫に影響を及ぼすようないろいろな出来事に一一〇有余年もの長期に亘って上手に対応していく柔軟性があるが、遺言者が同人の死後同人の親戚や扶養家族が抱えるニーズがどのようなものであるかをよく把握できていなかつたり、税法との関係がそのようなニーズに一番上手に対応するためにはどのような手当てをしておいたらよいか判らないというような場合には、遺言によって二年以内の期間を存続期間として明記した上で裁量信託を設定する場合が屢々みられる。これは、被相続人が死亡してから二年以内に信託の受託者が故人の遺産について行なった処分は被相続人本人が行なったものと見做されて、相続税法上有利な取り扱いを受けられるからである。

七年に一度ずつ非課税枠（現行は一一万ポンド）の範囲内の財産を信託財産として裁量信託に譲渡していく結果的に相続税を支払わずに遺贈できるという方法もある。この場合、圧縮記帳を選択して信託設定者自身の簿価のままで信託財産としてしまえば、この譲渡の時点において信託設定者自身に譲渡所得税が課されることなく、譲渡所得税の繰延効果が生ずることになる。この場合に信託設定者自身も同人の配偶者も絶対に同信託上の受益者となれないようにしておくとともに、同人の未婚の子供も同信託から給付を受けられないようにしておけば、信託財産について生じた利益（積み立てられるものであると分配されるものであるとの別を問わない）には一律三五%（従来は四五%）の税率で課税されるが、受益者のうち低額所得層に属する者での三五%という税率よりも低い税率で所得税の課税を受けている者は実際に適用を受けている税率で計算した税金の差額相当額の還付を請求することができる一方、受益者のうち三五%を超える税率で所得税を課税されている高額所得者の場合には、信託財産の元本（積み立てられ

てある利息も含む）の分与を無税で受けることができるというメリットがある。信託財産を利用して受益者に対して無利息のローンの貸付を行なったり、住宅やアパートに無償で入居させるという方法をとれば、所得税の節税はできるが、住宅やアパートに無償で入居させるという方法をとった場合には、利益受領権付信託が設定されたものと見做されて相続税が課税される場合がありうる。

信託財産に対しては一〇年に一度定期的に最高六%（従来は九%）の税率で相続税（以下「定期相続税」という）が課されるが、信託財産が事業用資産や農業用資産に該当するものである場合にはこの税率は二分の一に軽減される。裁量信託の受益者が死亡したり、同人の有する受益権が消滅した場合でも相続税が課税されることはない。この一〇年の途中で裁量信託の信託財産がその受益者に確定的に分与されたり、利益受領権付信託や税法上の優遇措置を受けている積立扶養信託の信託財産となつた等の理由により裁量信託の信託財産でなくなつた場合には、その時点で当該財産につき定期相続税の代わりに「期中離脱相続税」ともいうべき一定の税金が課税される。この期中離脱相続税は実質的には次回の一〇年期に納付すべき定期相続税の日割計算分ともいべきものであり、裁量信託の信託財産に課される定期相続税は満一〇年が経過する毎に課されるものであることから、実際に納付すべき期中離脱相続税の税額は、前回の一〇年期の時に適用された税率を使って前回の一〇年期からの経過日数によって決まることになる。一回目の一〇年期が到来しないうちに裁量信託の信託財産が同信託の信託財産でなくなつたために期中離脱相続税を納付しなければならないことになつた場合におけるその税額は当該財産が裁量信託の信託財産となつた時点における評価額を基準として算定されることになる。従って、一九八七年八月に非課税枠の範囲内である九万ポンドの評価額を有する財産を裁量信託の信託財産とし、その後満一〇年が経過する直前の一九九七年七月にこの信託財産全部を受益者に分配してしまつた場合には、たとえその時点における評価額（元本に組み入れられた利息の金額も含む）が一〇〇万ポンドに上昇していだとしても、相続税は掛からないことになる。

裁量信託の信託財産の一部につきある者（当該信託の受益者であると他の信託の受託者であるとの別を問わない）が当該裁量信託の受託者との関係において絶対的な権原を取得した場合には、当該信託財産の当該部分は受託者の手によつて時価で処分されたものと見做され、これについては三五%の税率による譲渡所得税が課されることになる。ただしこの場合でも信託財産につき絶対的な権原を取得した者と受託者との間の合意により圧縮記帳を採用して、受託者の帳簿上の簿価でその者が当該財産を引き継ぐこととした場合には、譲渡所得税の繰延効果が生ずるので、その時点では譲渡所得税が課されることはない。裁量信託の受託者がその投資運用方針に従つて信託財産を売却した場合でこれによって実現した譲渡益が年間非課税枠の二、五〇〇ポンドを超えることになった場合には、当該譲渡益については三五%の税率で譲渡所得税が課されることになる。ただし裁量信託の設定者自身やその配偶者が信託財産につき何らかの権利を留保していると認められる場合には、信託財産の処分によつて生じた譲渡益は信託設定者自身の所得と見做され、同人に適用されている限界税率（通常は四五%）で同人が課税を受けることになる。

● 積立扶養信託 (accumulation and maintenance trust)

未成年者のために財産を残したいが、未成年者が一八歳とか二一歳になつたときではなく、二五歳になつたときに確定的に財産が渡るようにしたい場合もある。このような場合には当然信託が利用されることになる。贈与を受けた場合でも、受贈者が二五歳以上である場合には、贈与を受けた財産を自分で保有している間は受贈者に相続税が課せられることはない。二五歳未満の者に贈与した場合で、この贈与が信託の形をとつていても贈与を受けた者に相続税が課されることないと考えられていたのである。従つて、二五歳未満の者を受益者として設定された積立扶養信託の場合には、一応信託の形をとつても利益受領権を有する受益者がいない限り、裁量信託の場合と違つて、一〇年毎の定期相続税（途中で信託財産でなくなつた場合に支払う期中離脱相続税も含む）の課税対象となることはない。満二十五歳に達したときに信託財産の元本を取得できることになつて、受益者が満一八歳にな

つた時点で信託財産について生じた利息に関して絶対的権原を取得することになつて いる（一九二五年受託者法第三一条の規定の適用が排除されていない限りこういう場合が生ずる）ために利益受領権を有する受益者となつた場合でも、その時点においてはもとより、同人が満二五歳になつて信託財産の元本につき絶対的権原を取得した時点でも特に相続税の課税を受けることはないが、この場合には、信託財産の元本につき絶対的権原を取得した時点で圧縮記帳処理を選択しない限り、譲渡所得税が課税されることになる。

信託財産につき税法上の優遇措置を受けるためには次の三つの条件が満たされていなければならない。

①信託の設定条件により受益者のうちの一名もしくはそれ以上の者が満二五歳までの一定の年齢に達したときに信託財産の元本または利息を受領できるようになっているものであること

②利益受領権の設定が行なわれておらず、信託財産について生じた利息のうち受益者の扶養、教育その他の利益のために使用されなかつた分はこれを積み立てておくことになっているものであること

③受益者全員が共通の祖母または祖父を持つているか、信託が設定された日または上記の①および②にいう条件が満たされた日から満二五年以上が経過していないこと

受益者が満二五歳もしくはそれ以下の一定の年齢に達したときには信託財産について生じる利息を取得できるような形になつて いる場合であれば、たとえ信託財産の元本を取得できる年齢が三五歳とか五〇歳まで繰延べられている場合でも、上記の①にいう条件は満たされていたことになる。孫に財産を贈与するという信託は、孫の親の代が一旦財産を贈与や遺贈の形で取得した場合と較べると、孫の親の代に課される筈であった相続税を払わないで済み、相続税の納付義務を「一代飛ばせる」という効果があるので、税法上非常に有利である。信託を設定しても信託設定者がその後七年以上生存した場合には相続税を払わなくてよいといふもう一つの特典もある。

● 心身障害者のための信託 (trust for mentally or physically disabled)

扶養家族の中に心身障害者がいる場合で、扶養者が自分の死後この心身障害者の生活を心配しているような場合には、この心身障害者を受益者とする信託を設定すればよい。この種の信託の場合も、その設定後信託設定者が七年以上生存した場合には、相続税を支払う必要がないので非常に有利である。一九八三年精神保健法 (Mental Health Act 1983) にいう精神病者や一九八六年社会保険法 (Social Security Act 1986) 上の介助手当ての受給者を受益者として設定された裁量信託は相続税法上利益受領権付信託として取り扱われることになるので、これらの受益者のために信託財産として拠出された財産は相続税の課税対象とはならない。

●財産保護信託 (protective trust)

Bに財産を譲つてもよいが、Bが浪費者であったり、人に騙されやすい性質の持主であったり、折角貰った財産を他人に搾取されてしまう虞れがあるような場合には、Bが死亡するか、Bの破産もしくはBが行なう任意処分等により信託財産に関して生ずる利益の受領権が第三者に帰属することになるまでの間Bを受益者とする信託を設定して財産を信託財産化すればよい。このような措置をとった場合には、その信託の受託者が裁量信託上の受託者となってこの信託財産を管理し、受益者Bの存命中はこの信託財産から生じた利息をB、同人の配偶者および直系卑属に分配し、Bに配偶者も直系卑属もいない場合には、BとBが死亡した場合に当該信託の元本または利息につき権利を有することになるその他の者の間でこれを分配することになる。この場合にはBに対してはその生活費として必要な額だけを支給し、残りは、Bの配偶者や直系卑属に支給するというように、間接的にBの利益となるような方法でこれを使えばよいことになる。このような形の信託が幅広く用いられるようになったのは、一九二五年受託者法第三十三条の規定により、現在では単に「Bを生涯受益権者とする「財産保護信託」上の信託財産として財産を保有すべし」との指図さえれば、簡単にこの種の信託の設定ができるようになつたからである。生涯受益権の消滅原因となるような事由が発生した場合に成立することになる裁量信託については、その一〇年後の時点でB

が破産者でなくなっている場合には当該一〇年後の時点で当該裁量信託を消滅させ、その時点で新たにBを生涯権受益者とする財産保護信託を成立させて裁量信託上の信託財産をこの新しい財産保護信託の信託財産とするよう予め決めておくことができる。

信託の受益者の有する衡平法上の権利については、法律上任意の譲渡による場合であると否とに拘わらず、その譲渡を一切禁ずるような財産権の全面譲渡禁止の約束は認められない。同様にBに財産権を譲渡する際に、万一将来Bが破産した場合には、その財産権はBの破産管財人に帰属させずにCに帰属させるとの条件付でBに財産権を譲渡するというような取り決めをして、法律上定められている権利の帰属の経路を無視するようなことも認められない。Bに対してこのように条件付で財産権を与えるということは、一方ではBに対して財産権を譲渡しているながら、他方では一定の条件が満たされた場合にはBから財産権を取り上げるわけであるが、この場合における一定の条件としてBの破産を掲げることは認められていない。従つて、このような条件としてBの破産が掲げられていたとしても、万一Bが破産した場合には、Bに譲渡されていた財産権は、この条件を無視して、Bの破産管財人の手に委ねられることになる。

これは「Bが破産するまで」というように期限を区切ってBに財産権を譲渡した場合とはどう違うのであらうか。この場合には譲受人たるBが破産した場合には自然に消滅するという財産権をBに与えているだけであるから、一方で財産権を与えておきながら、他方で不当に財産権を取り上げているという問題は生じない。

アメリカでは、判例法を根拠とするか、あるいは新たな制定法を根拠とするかは州によってまちまちではあるが、いわゆる「浪費者信託(spendthrift trust)」を導入して、イギリスと異なった対応をしている。この浪費者信託を利用すれば、信託設定者は受益者に対して与えられている信託財産の元本やこれから生じた利息を将来受け取ることができるという衡平法上の権利そのものについては、任意の譲渡による場合であると否とに拘わらず、一切その譲

渡を禁ずることができる。ただしこの場合でもこの衡平法上の権利が原因となって実際に受益者に交付された財貨についてはこれを受益者の債権者その他の者に譲渡することができる。

税制面から見ると、財産保護信託や「これと類似の効果を有する信託」（信託財産の元本を受益者に譲渡する権利が受託者側に認められている信託等をいう）の場合には、信託上の生涯財産権が途中で消滅させられるものであり、これが満期によって消滅した場合には数量信託が成立することになったとしても、相続税法上この生涯財産権を保有する者は引き続き利益受領権を有している受益者と見做されるという点がその特徴となっている。

●秘密信託および「不確定信託」(secret trust and floating "trust")

内縁の妻と非嫡出子を抱えているような男性の場合には、その存命中は人知れずひそかに内縁の妻とこの子供の面倒を見る事ができるし、同人の死後も、遺言にその旨をはっきりと記載しておきさえすれば、面倒をみることも可能であるが、遺言によつた場合には、検認手続の過程で遺言の内容が公にされてしまうという難点がある。このような場合には、Bとの間で下記のような内容の契約を秘密裏に結んだうえで、Bに確定的に一五万ポンドを譲渡するというような遺言を作成しておけばこの問題を解決することができる。

- ①一五万ポンドのうちの一〇万ポンドは内縁の妻マンディ・マウントジョイの生存中は同人のための信託財産として保管し、同人の死後はその息子であるセバスチャンに確定的に譲渡すること。
- ②残りの五万ポンドについてはBの手で銀行口座を開設してそこに預け入れておき、その元利金のうちBの生存中Bの個人的な出費（不純な動機によらないものに限る）の支弁に使った金額を差し引いた残額はこれをセバスチャンに与えること。

上記のうちの①の部分は有効な秘密信託であり、マンディとセバスチャンは訴によつてこの信託の実行を求めることができるが、②の部分はいわば「不確定信託」とでもいうべきものであり、五万ポンドについては、Bは受託

者として若干の義務を負つてはいるものの、完全にBのものであり、信託の効力はBが死亡した時に口座に残つて、いる金額にしか及ばない。

上述の例で示したように、遺言上Bが確定的な権利を有する受益者となるような体裁をとっている場合には、秘密信託は完全に秘密のままでいられるが、遺言上Bが受託者に選任されているような場合には、遺言上には「Bは遺言者の指図通りに財産を保管すべし」というような指示が記載されているだけであるから、信託の条件そのものが直接明らかにされることはないが、秘密が半ば白日の下に晒されてしまうことになる。もしこの遺言状にさらに「遺言者からBに宛てた先月二一日付の書簡に記載したところに従つて」というような限定文言が記載されている場合には、その書簡そのものも遺言の一部として取り扱われることになつてしまふ。遺言者的人格代表者が検認を受けなければならないのは遺言状そのものだけではなく、この種の書簡も当然検認の対象となるので、この両方が公開されてしまうことになる。この場合にこの書簡中に記載されている受益者のうちのいづれかが遺言に署名している二名の立会人のうちのいづれかと同一人物であった場合には、一八三七年遺言法 (Wills Act 1837) 第一五条の規定により、同人は遺言の一部と見做されることになった書簡によつてもたらされる利益を一切享受できないことになる。これに反して、完全な秘密信託や半秘密信託ともいいうべき半分秘密の秘密信託上の受益者の場合には、遺言内容は必ずその記載内容通りに実行されるので、遺言外で利益を享受することになつている者と見做されるために、たとえ同人が立会人として遺言状に署名していたとしても、特に問題とはならない。遺言法の立法趣旨がかくも簡単に無視できるということについては問題視するむきもある。

「キーン (Keen) 事件」⁽¹⁾では完全秘密信託と半秘密信託を大きく区別しており、遺言者が自分の計画の内容を受託者たるBに伝え、遺言者が死亡する前にBがこの計画の内容を承諾してこれに従つて受託者となることを承諾しているというような場合には完全信託が成立するが、半秘密信託でも遺言者の計画の内容が受託者Bに伝えられた日

が遺言作成日より後であるような場合には、「書簡等も遺言の一部と見做す」という先に述べた原則を誤って適用したものとして、この場合における半秘密信託の成立を否定している。裁判所の直覚力に感心するむきもあるうが、完全秘密信託を利用することによって一旦財産を譲渡してしまった形をとつて遺言法上の要件の適用を免れておいて、その後死ぬまでに気が変わればその旨を受託者Bに口頭で伝えることができるので、信託設定後に受託者Bに対して計画の内容を伝達したという場合のような半秘密信託の場合にはその成立を認めないとするには不合理である。恐らく将来は法改正を行なつて完全秘密信託も半秘密信託も同列に扱い、完全秘密信託上の受益者に対しても遺言法第一五条の規定を適用できるようにすべきであろう。

このような法改正が実現すれば、「秘密信託上の受益者の受益権は同人が同信託の設定者である遺言者より先に死亡しても消滅することはない」と判示した「ガーデナー (Gardner) 第二号事件」⁽¹²⁾ の判決が如何にお粗末なものであつたかがはつきりとするであろう。この事件では、遺言者が遺言によつて秘密信託を設定することを定めていたが、具体的な財産を信託財産とした信託が完全に成立するかどうかは遺言作成者が死亡するまで不明な状態にあり、同信託の受益者に指定された者には遺言作成の時点では単に同人を受益者とする秘密信託の信託財産となるような財産があるかもしれないという「期待権」しかなかつたというような状況であつたにも拘わらず、この事件を担当した高裁の判事は、受益者のために遺言者が行なう無償の約束を実現させるための受託者に就任することを秘密信託の受託者に指定された者が承諾した時点で秘密信託上の受託者側に衡平法上の権利が生ずると誤信してしまったのである。遺言者が新たに別の遺言を作成したり、破産者として死亡したりするようなことがなかつた場合に限り財産を相続する可能性があるといふような單なる「期待権」しか存在しないような場合には、この「期待権」そのものは財産ではないので、これを信託財産とするような信託が成立する余地はなく、この種の「期待権」的なものは契約によつて処分する以外には処分できないと考えるべきである (エレンボロー (Ellenborough) 事件⁽¹³⁾ 参照)。

従つて、遺言者側の安全策としては、秘密信託の設定を確認した書面を作成してこれに同信託の受託者の署名をとった上で、これを同信託の受益者に預けておくのが最善であるように思われる。

● 非居住者信託 (non-resident trust)

非居住者を受託者とする信託を利用するといギリスの所得税上および譲渡所得税上いろいろなメリットがある。一般論としていえば、非居住者たる受託者が信託財産について譲渡所得を得た場合でも、実現した譲渡所得のうち受託者の手によってイギリスに居住している居住者や通常イギリスに居住している受益者に分配された分にしかイギリスの譲渡所得税は掛からない。従つて、受託者は受益者がイギリスの非居住者となるまで譲渡所得の分配を待てば合法的にイギリスの譲渡所得税を免れることができる。裁量信託の受託者が信託財産から生じた利息を国外に投資して運用しているような場合における当該利息はイギリスの所得税の課税対象所得とはならず、ある課税年度において信託財産の運用から得た利息を同年度中に受託者が居住者たる受益者に対しても分配した場合には、この分配金額についてだけイギリスの所得税が課されることになる〔一九八八年所得税及び法人税法 (Income and Corporation Taxes Act 1988) 第七四〇条参照〕。イギリスの相続税法上は非居住者を受託者とするような信託の場合でも特別な取り扱いはしていないが、国外所在の財産を信託財産として信託を設定した者がその設定時においてイギリスの非居住者であった場合には、当該財産は相続税法上「非課税財産」として扱われることになり、イギリスの相続税の課税対象から除外される。

5 私益目的信託 (private purpose trust)

● 変則的遺言信託 (anomalous testamentary trust)

公益信託を除き、一般に信託が有効に成立するためには信託の実行を訴によって請求する資格と権利とを有して

いる受益者が存在しなければならないという、いわゆる「受益者存在の原則」が満たされなければならないが、「エンドコット(Endacott)事件」⁽¹⁴⁾において控訴裁判所は、国民感情に対する妥協の産物として、拡大解釈をしてはならないとの制限付ながら、受益者存在の原則が満たされていない場合でも、例外的に遺言による信託の成立を認めなければならない場合のあることを認めた。

特定の動物の保護飼育を目的とする信託、墓所や慰霊碑の建立や維持管理を目的とする信託、ミサにおける説教のための信託（公益信託に該当しないもの）、狐狩りの振興発展を目的とする信託等がこの種の例外的なケースに該当する。この種の信託が有効に成立するためには、信託財産の利益を特定の目的のために使用させる期間を信託設定証書中で定める場合にその期間をコモン・ロー上の永久権禁止則上認められる最長限度である二一年（または遺言者の死亡時に生存していた特定の生物のうちの一一番長生きしたものの死亡時から起算して二二年）以内としなければならない。この種の信託は、受託者に対して信託の実行を請求するべき者がないために、屢々「不完全な義務を伴う信託」と呼ばれている。この種の信託の受託者は無論信託を実行する権限を有してはいるが、もしこの権限行使しなかつた場合には、信託が存在していなかつたと仮定した場合に信託財産につき権利を有していた筈である者が訴によつて信託の実行を請求することになる。先に述べた変則的遺言信託の目的として認められているような目的以外の目的を信託目的とする信託を設定して、この信託を実行する権限を心優しい受託者に対して与えておけば、たとえ法律上の義務がなくともこれを自発的に実行してくれるであろうとの期待の下に、信託を設定する場合があるかもしれないが、この種の目的を信託目的とする信託は無効であり、この種の権限を拡大解釈して信託を有効なものとすることはできない。

- 直接的または間接的に人の利益となることを目的とする信託 (trust for purposes directly or indirectly benefiting persons)

「リーアイ対ニュー・サウス・ウェールズ州法務長官 (Leahy v. Attorney General for New South Wales) 事件」においてシモンズ子爵は「信託は人の利益となる目的のためにこれを設定することはできない。何故ならば、公益目的のための信託の場合には法務長官が原告となつて当該信託の実行を請求する訴を提起することができるが、公益目的以外の目的を設定目的として設定された信託の場合には、目的そのものは訴の主体となれないからである」と述べている。この事件は、七三〇エーカーの牧草地と二〇部屋もある屋敷と各種の付属建物からなるエルムスリー荘園を遺言によって信託財産の形で瞑想活動（従つて公益活動ではない）を目的とする修道女団（どの修道女かは特定されていない）に対して宗教目的のために使用するための施設として出捐したという事案であった。この事件における信託は受益者存在の原則に反しているだけではなく、コモン・ロー上の永久権禁止則上認められている期間を超える長期に亘つて信託財産を使用させることを目的としたものであるとして永久権禁止則にも違反していると判定された。

「デンリー (Denley) 事件」⁽¹⁶⁾においてゴフ判事は、「個人の利益に資することを目的としている目的信託の場合でも、その目的たる利益の内容が受益者本人に対し訴によって信託の実行を求める権利や資格を敢えて認めるまでもないような間接的または無形のものであつたり、信託の構造から判断して受益者にその種の権利や資格があるとは到底認められないようなものである場合には、受益者存在の原則の適用を受けることになり……。従つて、このような信託は、たとえその設定目的が特定の個人の直接的または間接的な利益に資することにある旨が明示されている場合でも、全体的にみればこの厄介な受益者存在の原則から逸脱しているものといわざるを得ず……。受益者存在の原則上認められる目的信託は」、労働党の振興を目的とする信託や生体解剖を禁止することを目的とした信託の様な、「抽象的または非属人的な目的を掲げた信託だけに限られる」と述べている。ゴフ判事は永久権禁止則上認められている期間の範囲内の一定期間を使用期間として定め、その期間中所有地を特定の会社の現職の従業員の

リクリエーション用地兼運動場として整備して使わせる」と目的として生存者間信託の形で設定された土地信託についてはこれを有効なものと認定している。この場合の従業員には受託者を相手どつて問題の土地を従業員に使用させるよう求める積極的な訴や、問題の土地が不正に使用されたり処分されたりすることがないよう求める消極的な訴を提起する権利と資格があると認められるからである。なお、歴史的に由緒のある建物の保存を目的とした基金について税法上優遇措置を認めようとする法律が制定されているが、この法律は自分の家族が住んでいる家屋が歴史的に由緒のある建物であるような場合に、その家屋の持主がその家族の利益のためにこの建物の保存を目的とした信託を設定した場合には、これを有効なものと認めることを示唆しているといえる。⁽¹⁷⁾

父の遺産を騙しとられて困っている二人の女性を扶養するために設定された信託や、大惨事に巻き込まれて死亡した被害者の葬儀費用と事故による後遺症に悩んでいる被害者の治療費の扶助を目的とした信託等も有効な私益目的信託として認められている。いずれの場合も信託に寄せられた義援金のうちの余った分については現金拠出者のための信託が成立している。マンションのような建物の中に設置されているエレベーターや暖房設備等の共用設備が古くなつて取り替えなければならなくなつた場合に備えてその取替費用を入居者が家主や管理組合に積み立てているというような場合に成立する減殺基金金銭信託 (sinking fund trust of monies) も入居者の利益のための目的信託として有効に成立する。社員やその配偶者・扶養家族に対して教育を受けたり、有給休暇を与えることを目的として設定された信託も、コモン・ロー上の永久権禁止則に抵触しないものであるか、一九六四年永久拘束積立法 (Perpetuities and Accumulations Act 1964) の規定上認められるようなものであれば、先に述べた「デンリー (Denley) 事件」の判例上も有効である。

なお、目的信託の受益者たる者が全員完全なる法律上の行為能力を有する成人であり、これら受益者全員の間で信託財産から利益を受けることができる者は自分達以外にないことについての確認が得られた場合には、これら

の受益者は、目的信託を消滅させて、信託財産を受益者間で分配することができる。

● 従業員信託 (employee trust)

正式な認可を受けた利益配分制度は企業にとっても従業員にとっても魅力的なものである。企業側が信託を設定してこの信託に所定の金額を拠出し、拠出を受けた資金を使って信託の受託者が当該企業の発行に関わる株式を購入し、購入した株式を個々の従業員名義の信託口座に配分するというのがこの種の利益配分制度である。この制度の場合、企業側が拠出した金額は法人税法上は損金として処理することができ、従業員に割り当てられた株式に関しては雇用関係が原因となって生じた付加給とは見做されず、非課税所得として取り扱われる。もちろん各従業員の口座に割り当てられた株式について配当金が支払われた場合には、この配当金は各従業員の課税対象所得として取り扱われることになるが、割当てを受けた株式を五年以上保有した後に売却した場合には、株価の値上がり分に相当する譲渡所得分についてだけ譲渡所得税が掛かるだけであり、この譲渡所得についても一定の非課税枠（現時点では年間五、〇〇〇ポンド）が設けられている。従業員側に譲渡損がある場合には、これは譲渡所得税の計算上損金として計上することができる。

従業員、その配偶者、親戚および扶養家族の利益のために設定された信託（同時に公益目的を達成するものであると否との別を問わない）については相続税法上優遇措置が認められている。株式非公開の会社が資金を拠出してこの種の信託を設定してこれを信託基金化した場合には、信託設定後信託基金は殆どの場合裁量信託の範疇から外れることになるが、この場合の信託基金については相続税や譲渡所得税はもとより、定期相続税も掛からず、信託基金から従業員に対して払渡した金員についても期中離脱相続税は掛からない。ただし信託基金からの払出金の給付を受けた従業員は、払出しを受けた金員の原資が信託基金の元本（信託基金に生じた利息の積立金を含む）であると利息であるとに拘わらず、所得税の課税を受けることになる。なお、会社がその利益のうちの一部を従業員信託に拠出し

た場合には、この拠出額は法人税法上損金として処理することができる。

非上場会社や株式非公開の会社の場合には、従業員信託を設定すれば、その信託基金を使って株主やその人格代表者から直接自社株を購入できるという利点がある。乗っ取りの対象となつた企業が会社防衛のために従業員信託を利用するという方法も考えられるが、この場合信託の受託者は受益者との関係で背任行為の問題を起さないよう注意しなければならない。また南アフリカに子会社を持つてある企業の場合には、ジャージー島に南アフリカの従業員を受益者とする信託を設定し、この信託に資金を貸付けてその資金を使って信託に南アフリカ所在の子会社を買収させ、その信託が上げた収益については先ず最初に借入金の返済に充当させるような取り決めを行なつておけば、よい企業PRにもなるし、金銭的なメリットもある。

● 年金基金（退職年金制度）〔pension fund (superannuation scheme)〕

定年退職者を扶助することを目的とした然るべき制度を設立することができれば、国にとっても国民にとっても喜ばしいことである。勤労者退職年金制度審議会と内国歳入庁の退職年金基金局の認可を得た民間ベースの勤労者退職年金制度にはいろいろなメリットが与えられている。企業側がこの種の基金に拠出する資金は税法上従業員側の所得として捕捉されることはなく、また法人税法上企業側はこの拠出金を損金として処理することができる。従業員側が拠出する金額については、事業主が内国歳入庁の無償嘱託徴税官となつて施行を担当している給与源泉徴収規則の規定により、事業主が給与から天引きして納付することになっている（年金基金の受託者も、譲渡所得税や相続税との関係においては、内国歳入庁の嘱託を受けて、事業主の場合と同じような徵収事務を代行する）。年金基金の場合には、年金基金の運用によって生じた投資所得については所得税を支払う必要はないし、投資物件を処分したことにより譲渡所得が生じた場合でもこれについては譲渡所得税を支払う必要はない。年金基金の場合には、裁量信託の場合と違つて、定期相続税や期中離脱相続税の納付義務を定めた相続税制度の適用対象とはならず、従業員側に確定的

に受給権が生じている金額の一部を一時金として支給した場合にも、これについて相続税が課されることはない。従業員が定年に達する前に死亡したためにその遺族たる扶養家族に対して年金基金から何らかの給付が行なわれた場合でも、この給付が権利として当然認められているものではなく、受託者の裁量に基づくものである場合には、これについては相続税は掛からない。年金基金の受託者は、その受益者たる従業員から誰に年金を支給して欲しいかについての要望書の提出を受けている場合には、当該要望書が古くなつて無効となつていない限り、殆どの場合この要望書に従つて年金の支給を行なうことになる。

通常年金基金は信託基金化して受託者がその運用管理と加入者の定年退職時や死亡時における給付事務（年金給付事務の中には通常の年金の給付事務だけでなく住宅ローンの返済や一時払養老年金保険に加入するために年金の一部に替えて一時金を支給する場合における当該一時金の支給事務等を含む）を取り扱うことになる。受託者は年金基金の出納・運用に關して正確な計算書類を作成して、公認会計士の監査を受け、監査を受けた計算書類を加入者に配付しなければならない外、年金基金の資産総額の五%相当額以上を单一の投資物件や銘柄に投資している場合には、その内訳も加入者に対して報告しなければならない。別の方針としては保険会社で取り扱つてある企業年金保険に加入して、事業主側の拠出金と従業員側の拠出金を合わせたものをこの保険の保険料として支払つていく方法もある。この方法をとつた場合加入者たる従業員が定年退職したり、死亡した場合における給付事務は保険会社側が責任を持つて行なうことになる。株式非公開の会社の場合には、年金基金を信託基金化しないで、自分で運用管理していくという方法をとれば、株主をコントロールしていくという点において大きなメリットがある。この場合には取締役会が受託者となつて基金の運用を担当することになるので、基金を自社株の購入資金として使用することもできるし、会社に事業資金として貸付けることもでき、事業所施設の購入代金として使って、これによつて購入した事業所施設を会社に賃貸して賃料を受け取ることも可能である。ただしこの場合取締役会側には、年金基金の受託者

としての立場上受益者の利益を図らなければならないという義務と、取締役として会社の利益を考えなければならないという二重の義務を負うことになるために、利益相反の問題が出てくるだけでなく、高給を取っている取締役の中にはそのまま会社に居座ろうとする者がいたり、企業買収の話が煮詰まって、買収の相手方との約束により退任してこの退任と同時に巨額の退職一時金の支給を受けようとする者が出てきたりすると、年金基金と取締役個人との間に当然利益相反の問題が出てくることになる。さらに年金基金の受託者の地位を兼任している取締役の場合には、個人的に所有している自社株を売買したりすると、インサイダー取引として追求される虞れがあり、このような追求を受けた場合には、これを免れるのは非常に難しくなる。このように、企業が設定している年金基金で企業自身がその運用管理に当たっているものについてはいろいろな問題点や危険な点もあるので、この種の企業年金基金は全体の僅か三%程度に過ぎないが、この種の企業年金基金の受託者と企業との間の癒着がよく見られるのも事実である。

一九八七年一〇月の株式市場の大暴落にも拘わらず、最近は株式市場も好調だし、金利もいい水準にあり、インフレも抑制されているので、殆どの投資家は非常によい投資実績を上げている。このような良い環境が続いていることと、企業の中には税金対策上実際の拠出義務金額以上の金額を年金基金に拠出しているところもあるので、年金基金の中には計算上多額の剩余金を抱えているところがかなりある。しかし、一九八七年四月以降はどの年金基金の場合にも帳簿上の資産総額から債務総額を差し引いた余剰金の額は基金の総資産額の五%を超えてはならないことになつたので、年金の支給額(基金側の債務)を増額したり、企業と従業員からの拠出金の両方またはいずれかを減額したり、一時的に拠出を中止させたり、事業主側に拠出金の一部の還付(ただしこの還付額については四〇%の法人税が掛かる)をするなり、これらの方針の組合せによって、余剰金額を減額していかなければならないことになつた。企業年金基金上この種の剩余金を抱えている会社は恰好な企業買収の標的となる。この種の会社の経営者が年金

基金の受託機関の理事長も兼任している場合で、会社を手放すことになった場合には、高い値で会社を売るためには剩余金を抱えた年金基金をそのままにしておかなければならず、年金基金の受益者たる社員のためを思えば年金の支給面でいろいろ面倒をみてやらなければならないということで板挟みになってしまふ。なお、年金基金の受託者は個人的な利益と受託者としての義務との間で利益相反関係が生ずるような行為をしてはならない。万一このようなことをすると、当該利益相反行為から生じた個人的な損益収支を公開しなければならない。

● 専門職従事者のための損害補償共済基金 (professional compensation fund)

法曹協会損害賠償責任共済基金 (Law Society's Compensation Funds)、ライド・セントラル・ファンド (Lloyd's Central Fund)、投資家損失補償共済制度 (Investors' Compensation Scheme) の例にみられるように、専門職団体の中には会員本人やその使用人の業務上の過誤によって他人に損害や被害を与えた場合の補償を目的とした共済基金を設けているものもある。この種の裁量信託には相続税は課されない。

● 人格なき社団に属する財産 (assets of unincorporated associations)

法人組織となつていらない協会、クラブその他の団体には、法人格はない。この種の団体はいわゆる「人格なき社団」と呼ばれるものであり、それ自身が財産の所有者となることはできない。人格なき社団の場合には、社団に属する現金は社団名義で開設されている銀行口座に預けて保管し、会計係が単独でこの口座の引出権者となるか、理事長等と連名で引出権者となるのが普通であり、現金以外の財産は受動信託の信託財産とし、会員の代表機関たる理事会の命に従つてこの信託の受託者にその管理を委ねるのが普通である。これらの事柄は通常は組合規約等団体を規律する規約に定められており、人格なき社団の構成員は組合員として契約上組合規約の遵守義務を負う。組合規約に別段の定めある場合を除き、人格なき社団の財産の管理を担当している受託者は、その職務遂行上損害を被った場合には、社団の財産から補償を受けることができるが、社団の構成員はこれについて個人的責任を負う必要

はない。組合員が収める会費や組合員からの寄付は、組合の規約に定めるところに従って、会員全体を受益者とする受動信託上の信託財産となる。組合が解散した場合には、残余財産は、組合の理事会その他の執行機関が組合を代表して行なった取引先に関して第三者に対して負担している債務がある場合には、先ずこの弁済に充当し、残りはこれを組合員間で分配する。

ただし組合に財産を寄付する場合に、その寄付者が当該財産を組合の基本財産として別個に信託財産として保管し、その基本財産から生ずる果実だけを組合の設立目的である特定の公益目的のために使用するよう指定した場合には、当該財産は組合員の所有には帰属せず、別個独立の信託の信託財産として、組合の受託者が指定された目的のためにこれを別個に運用管理することになる。組合が解散した場合に信託財産の中に所定の目的のために利用できずに残っているものがある場合には、残った信託財産は、「可及的近似の原則」に従って、公益審議会の定める命令に従つて類似の目的のために使用されることになる。

● 労働組合 (trade union)

労働組合でも特別法人として法人組織化されていないものは法律上は人格なき社団となるが、人格なき社団たる労働組合でも、一九七四年労働組合労働関係法 (Trade Union and Labour Relation Act 1974) 第二条の規定により、会社の場合と同様に、自己の名義において契約や協約を締結することができる外、原告としてでも被告としてでも自己の名義で裁判の当事者となつて、判決の言渡しを受けることができ、組合財産については、労働組合を受益者とする信託財産としてこれを受託者に譲渡してその運用管理を行なわせることができる。この場合の信託財産については組合自身が第一の受益者となるが、これは組合員側に信託財産につき訴を以て信託の実行を請求できる間接的な権利を認めることを妨げるものではなく、信託財産が誤って運用されていると認めた組合員は、差止命令や管財人の任命の申立てを行なって、信託財産の保全ができる。組合規約中に「組合員総数の過半数の賛成

があれば遡及的に組合規約を変更して、組合財産の受託者の責任を解除することができる」旨の規定を設けて、この規定を利用して受託者の責任を遡及的に解除するのは好ましくないので、一九八八年雇用法（Employment Act 1988）の規定により、労働組合の個々の組合員は、組合財産の受託者が組合財産を現に悪用していると認めた場合には、受託者を相手どつて訴を提起することができるようになった。組合員はこの権限を行使すれば受託者を解任することもできる。

● ユニット信託および投資信託 (unit trust and investment trust)

年金基金信託の場合には事業主と従業員の両方から拠出された掛金を受託者に預けて上手に運用して貰って受益者のために年金その他の給付金の充実を図るという意味において、またユニット信託の場合には受託者の管理監督の下に資金をファンド・マネジャーに預けて上手に運用して貰ってインカム・ゲインやキャピタル・ゲインを上げ、以てユニット信託証券の所持人のために最大限の投資運用実績を上げるという意味において、いざれも広義の「投資信託」であるといえる。後者の場合には、不特定多数の者から出資を募り、出資者に対して信託基金に対するそれぞれの持分（ユニット）を表わした持分証券が発行されることから、「ユニット信託」と呼ばれている。

北米大陸では他の会社の株式に投資することを中心とした投資活動だけを行なうことを事業目的とする上場会社のことを「投資会社」と呼んでおり、一方イギリスではこの種の機関のことを一般に「投資信託」と呼んでいるが、この種の投資信託は實際には信託ではない。

投資信託会社の株主には、その会社が所有している他の会社の株式やその他の財産については、コモン・ロー上も衡平法上も如何なる権利も一切認められていない。投資信託会社の株主が保有している株式の価値は専ら投資信託会社が保有している他の会社の株式その他の会社財産の価値と、同社の取締役会が定める投資政策と配当政策によって決まる。投資信託会社の取締役の権限に課されている制約は、ユニット信託のファンド・マネジャーの権

限に課されているものと較べると、はるかに緩く、投資信託会社の取締役会にはいわゆる「レバレッジ効果」を狙つて第三者から資金を借り入れて、この借入金を使って投資物件を購入したり、通貨オプション契約や先物為替契約を利用して通貨の変動に備えた「ヘッジ取引」を行なうことができる等、広範囲に亘る投資権限が認められており、これらの投資権限を行使して投資利益を上げられればそれでよいし、予定通りの投資利益を上げられなくても特に責任問題は生じない。

投資信託会社の資本金は固定金額制をとっている。その意味では投資信託会社のファンドはいわゆる「クローズ・エンド型」であり、信託証券の新規応募口数と償還請求が行なわれてくる信託証券の口数によつて毎日ファンドの総額が増減する「オープン・エンド型」のユニット信託とは異なる。ユニット信託の証券の時価がユニット信託の信託財産である組入証券の時価を直接反映して決まるのに反し、投資信託会社の株式の株価は基本的には株式の需給関係によつて決まる。投資信託は会社制をとつてゐるので、投資信託証券そのものは当然会社の株式の形をとることになり、これを売買する場合には当然証券会社その他のブローカーを介して行なわれることになるので、ファンド・マネジャーとの間で直接売買ができるユニット信託証券の場合と較べて、どうしても取引手続が煩雑となり、取引費用も高くなるという難点がある。

投資信託会社の株価は大体その保有資産の純資産額の二〇%引き程度の金額となつてゐるのが普通である。従つて、投資信託会社が解散してその手持資産全部を売却処分とした場合には、理論上は投資信託会社の発行済株式総数にその時点における株価を乗じて得た金額より二〇%多い清算代金が手に入ることになる。一〇〇ポンド投資して投資信託会社の株式を購入すれば実質上は一二五ポンドの資産価値を有する会社財産から生ずる投資利益の分配を受ける権利を取得したことになり、投資信託会社が保有している組入証券の中に企業買収のターゲットとなつているような会社の株式が入つてゐる場合には、キャピタル・ゲインの恩恵に預かれる可能性もある。ところが逆に

株価が値下がりした時の影響は大きくなる。特に株式市場が売り相場である場合には激しい値下がり効果が生ずる。例えば、純資産総額一、〇〇〇万ポンドの投資信託会社が合計一、〇〇〇万株の株式を発行していて、市場における株価が一株当たり八〇ペンスで、株式の時価総額が保有資産の時価総額二〇%引きの八〇〇万ポンドであるとした場合に、この保有資産の時価総額が一〇%目減りして、九〇〇万ポンドとなつたとすると、多くの株主がこの投資信託会社の株式を手放したがり、結果的に株価が一株当たり六七ペンスまで下がつたとする。このような状況下では、株を手放さないで持続している株主にとっては株価は八〇ペンスから六七ペンスに下落したわけであるから、投資信託会社の保有資産額は一〇%しか下落しなかつたのに、自分の保有している株価は一五%も下落したことになり、保有資産の純資産総額と市場における株価の乖離率は二五%に拡がることになる。

●認可ユニット信託 (authorised unit trust)

認可ユニット信託は一九八六年金融サービス業法 (Financial Services Act 1986) の規定に従って証券投資委員会 (Securities and Investment Board) の認可を得て信託設定証書によって設定される信託である。ただし運用管理手数料の計算方式がきちんと定められている場合で、ユニット信託証券の償還価格は信託財産の純資産総額を基準として定める旨の規定やファンド・マネジャー (会社もファンド・マネジャーとなることができる) は受託者 (受託者は別個独立の会社でなければならない) の管理監督に服する旨の規定等が設けられている場合で、これ等の計算方式や規定の内容が証券投資委員会の定める基準に合致していなければ、この認可は得られない。認可ユニット信託の持分である「ユニット」は、その発行代金がファンド・マネジャーに払い込まれ、これが受託者に預託された時点で成立して、証券が発行される。払い込まれた資金は直ちに投資物件の購入代金として使用されるか、投資物件の購入代金として使用されるまで預金の形で保管されることになる。ファンド・マネジャーは、認可ユニット信託設定の際に定められていた一定の投資物件の中から適当な物件を選んで、認められている分散投資比率の範囲内において、こ

れに資金を投資して運用する責任を負う。ファンド・マネジャーは持分証券、すなわち「ユニット」の募集販売の促進に努めなければならない外、ユニットの所持人から償還請求を受けた場合には、これに応じてユニットの買取り償還を行なわなければならない。認可ユニット信託は、譲渡所得を上げても、自分自身では譲渡所得税を支払う必要はなく、ユニットの所持人たる個人にこの譲渡所得が配分された時点で、この配分金の年間総額が非課税枠（一九八八／一九八九年については一人年額五、〇〇〇ポンド）を超えた場合に限り、個人のレベルで譲渡所得税を支払わなければならることになるだけである。認可ユニット信託からユニット所持人に対して分配されるインカム型の所得は税法上は株式配当所得と同様に扱われ、支払時に一定の税率で計算した税額が源泉徴収される。一九八八年所得税及び法人税法および一九七九年譲渡所得税法（Capital Gains Tax Act 1979）との関係では、認可ユニット信託は法人と見做され、その発行に係わるユニットは株式と見做され、ユニットの所持人に対して支払われる金員は配当金として取り扱われることになる。

● 非認可ユニット信託 (unauthorised unit trust)

最近では認可ユニット信託が投資物件として購入することができる財産、すなわち適格投資物件の範囲につき証券投資委員会が從来より柔軟な姿勢を見せるようになつたために、不特定多数の者を対象として募集することが認められていない非認可ユニット信託の数は一九八六年金融サービス業法が施行される前と較べると少なくなつてきている。非認可ユニット信託は、買取りや賃貸借の形で保有している不動産を信託財産とするユニット信託の形で利用されているが、その殆どは譲渡所得税の非課税団体、すなわち年金基金信託や公益信託に利用されているだけである。これはそれ以外の団体が非認可ユニット信託を利用すると、信託財産につき譲渡所得が生じた場合は受託者側に譲渡所得税が課されるだけでなく、ユニットの所持人はその所持に係わるユニットを処分した場合はその時点でさらに譲渡所得税を課されることになるという二重課税のデメリットがあるからである。タイム・シ

エアリング方式による会員制のリゾートの場合には、ユニット信託を利用して会員権毎にいろいろ異なった種類の利用権その他の権利を認めるという形でユニット信託を利用する方法が考えられる。

事業信託 (Trading trust)

事業信託とは受託者が受益者の利益のために事業、専門職業その他の職を信託形態で営んでいる場合におけるその信託をいう。事業からの収益を積み立てこれを資本化する権限が受託者に認められている場合には、脱税防止規定上当該事業等から所得が信託設定者自身の個人所得と見做されない限り、利益に対して課される最高税率は、自営業者やパートナーシップの個人パートナーの場合が四〇%（一九七八・七九年は最高八三%）であるのに反し、三五%（従来は四五%）である。しかし、小規模法人の場合の法人税率は僅か二五%であるし、普通の法人の場合でも法人税率は三〇%であるから、法人税率が五〇%であった当時と較べると、事業信託の利用価値は殆どなくなつてしまつた。会社の場合には課税対象譲渡所得を上げた場合にはその分につき法人税が課税されることになり、一方株主の方は持株を処分した時点で譲渡所得があればこれに対し譲渡所得税が課税されることになる。その結果、会社法上の問題と一九八八年所得税及び法人税法第七〇三条の規定上株主側に所得税納付の問題が生じてくるので、含み益のある会社財産は会社財産の形のまま会社に「閉じ込められてしまう」という弊害が出てくる。これに反して信託の場合には、信託財産を処分して譲渡益が生じれば受託者は譲渡所得税を払わなければならないが、受益者側はその所有に係わる衡平法上の権利を処分して譲渡所得を上げても、これについては譲渡所得税を支払う必要はない。信託財産の場合には、その絶対的権原が信託の受益者に帰属することになった場合に限り、受益者側に譲渡所得税の問題が出てくるが、この場合でも圧縮記帳処理を選択すれば譲渡所得税の納付義務の発生を繰延べができる。

事業信託の受託者は信託に係わる事業の遂行に関して発生した債務については債権者に対して個人的に責任を負

わなければならないが、事業遂行上当然発生するような性質の費用に関しては受託者も債権者（債権者の場合には債権者代位の法理により）も信託財産から弁済を受けることができる。事業信託側にその営む事業に對して当然発生する費用を支弁するに足るだけの十分な信託財産がない場合で、信託の受託者が会社でその責任が限定されているために当該費用を完済できないというような場合には、債権者はこの信託の受託者のうち契約を締結する権利能力を有する者に對しても費用の償還を求める訴を提起できるものと考えられる。商事会社の場合には法律上は有限責任となっているが、実務面においては同族会社の場合には個人保証を求められるのが普通であり、個人保証を入れてしまえば、会社が債務不履行に陥ると、保証人側も連鎖破産を余儀なくされる場合がある。

祖父が小さな孫達を受益者とする積立扶養信託を設定するような場合でも、所得を積み立てておいて後日これを資本として払い出すというような形の信託を設定する場合には、事業信託は依然としてメリットがある。互いにパートナーとなつて事業を經營しているX氏夫妻がその事業から生ずる利益の半分は自分達で取り、残りの半分は孫を受益者とする信託財産としてこれを受託者に引き渡したいと考えているような場合には、X氏夫妻自身が法律上要求されている二名の受託者に就任して、結果的に本人としての地位と受託者としての地位の二足草鞋でパートナーシップを組んでいるというような形をとることは間違つてもしてはならない。そのような形をとると、内国歳入庁側は、信託そのものには法人格は認められておらず、本人としての地位と信託の受託者としての地位を掛け持ちしてパートナーシップを構成することはできないので、事業から生ずる所得は、本人としての地位におけるX氏夫妻を真のパートナーと見做して、その全額をこの両名の個人所得と見做して課税することになる。

● 安全装置としての信託の役割 (Trust as a security device)

ある者に贈与や遺贈の形で財産を譲渡してしまうとその者が破産した場合に債権者に財産を取られてしまう虞れがある場合で、その者が當面その財産を必要としていないような状況にある場合には、同人に對して直接財産を譲

渡せずに、当該財産を信託財産にし、財産が現金である場合には同人の個人の金を預け入れている口座とは別に信託預金口座を開設させてその口座に入れて保管させるようにするのがよい。弁護士、不動産業者、証券会社が依頼者や顧客名義の預かり金口座を持つていて、その口座に預り金の形で資金を保管しているのはこのためである。同様に住宅や事務所の賃借人が賃借物件を毀損した場合に備えて預け入れる保証金やエレベーターや空調施設等の共有施設が老朽化した場合に備えて積み立ててある設備更新費用積立金等については、家主側は自分の個人の口座とは別に設けている預り金口座に入金してこれを保管しなければならない。

信託財産となっている資金を一定の使途を定めて会社等に貸付けることは無論可能であり、このような貸付が行なわれた場合には当然通常の債権者／債務者関係が発生することになるが、この場合には、万一借りた側が借入金の全部もしくは一部を所定の使途通りに使わなかつた場合には、所定の使途通りに使わなかつた金額は貸主側から預り金として保管しているものと見做す旨の明示または黙示の条件付で貸付が行なわれたものと見做さることになる。従つて、定められた使途に供する前に借主たる会社が解散してしまつた場合には、貸主側は当然会社から資金を引き上げることができる。

企業に資材を納入している業者は、納入先が代金を支払わないうちに解散してしまつて代金を取りはぐれたりしないようにするために、いろいろな対応策を講じてきた。代金未済の商品についてのコモン・ロー上の所有権を売手である納入業者側が留保している場合には、客先に在庫として残っている商品で未だに代金の支払を受けていないものについては売手は当然これを取り戻すことができる。もし納入した商品についてのコモン・ロー上の所有権を一応納入先に移転するが、納入先は代金を完済するまでは売買契約の規定に従つて納入業者を受益者とする信託財産としてこれを保管することになつてゐる場合には、商品上に衡平法上の担保権が生ずることになる。ただしこのような担保権は一九八五年会社法(Companies Act 1985)第三九五条の規定に従つて登記しない限り無効であり、

同条との関係以外では真正信託とは見做されない。納入先の会社が納入を受けた商品を原料として使って別の製品を製造している場合で、その会社と納入業者との間で取り交わされた契約上当該商品の代金が完済されるか、同商品を原料として製造した製品が同会社の取引先に売却されるまで同商品を使用して製造した製品については同会社はこれを資材納入業者を受益者とする信託上の信託財産として保管しなければならない場合も同じ結果となる。

この場合会社と資材納入業者との間で取り交わされた契約上資材納入業者が納入した資材の売却代金や、この資材を使って製造した製品の売却代金は、納入した資材の代金が完済されるまで、特別な預り金口座に振り込んで、資材納入業者を受益者とする信託上の信託財産として保管しなければならない場合には、上記の場合と同様に登記すれば一九八五年会社法第三九五条の規定に基づく担保権が成立したことになるが、当該預り金口座に預け入れられている資金は、資材納入代金の支払債務を担保するための担保となつてるので、これについては真正信託の成立は認められない。ただし資材納入契約上製品の売買代金を受け取った場合にはその売買代金のうち資材納入業者から請求されている資材納入代金に相当する分を預り金口座に振り込んで資材納入業者を受益者とする信託上の信託財産としてこれを保管する義務が納入先に課されている場合には、当然取り扱いはこれとは異なり、資材納入業者の立場は保全されることになる。

輸入業者が輸入品の購入資金の融資を受けるために輸入品を担保として銀行から融資を受け、輸入した商品の売却代金を以てこの借入金を返済する場合には、債権者たる銀行に對して船荷証券その他の船積書類一式を担保として引き渡さなければならない。この場合の船積書類は債権者たる銀行宛に裏書をするか白地裏書をして銀行に引き渡さなければならない。この場合、輸入業者は輸入貨物を引き取るためには当然船積書類を必要とするが、船荷証券その他の船積書類上に成立している質権は質権の性質上占有を伴なわなければならないことになつてるので、債権者たる銀行は輸入業者の要求に従つて船積書類一式を無条件で輸入業者に引き渡してしまふと、担保権そのも

のが消滅してしまうことになる。この問題を避けるために、輸入業者側は銀行に輸入担保荷物保管証(トラスト・レシートまたはトラスト・レター)を差し入れて、輸入貨物は銀行のために保管することを約束したうえで、船積書類一式を銀行から借り受けて、銀行の代理人として輸入貨物を売却する権利を確保し、実際に売却するまでは輸入貨物を手元に預かっておき、輸入貨物が売却された場合には、それ以降は売却代金を銀行を受託者とする信託上の信託財産として保管することになる。すなわち、銀行側から見れば、たとえ船積書類一式を輸入業者に引き渡したとしても、輸入業者のために引き渡したのではなく、これはあくまでも銀行のために引き渡したものであるとし、解釈上引き続き銀行が船積書類一式の占有を続けており、船積書類一式上に有効な質権を保有している形をとるのである。

独立の担保目的のための信託として忘れてはならないものとして、社債権者を受益者とする信託がある。社債を発行する会社は会社財産を担保として社債の受託者に譲渡し、社債の引受けを行なう者、すなわち社債権者はこの信託財産を担保に会社に金を貸すことになる。社債に関する信託設定証書には債務者たる発行会社側や受託者側に有利な免責規定を幅広く取り入れているのが多く、債権者たる社債権者側の犠牲において発行会社や受託者の立場を有利なものとしている例が多い。社債の場合における信託設定証書上の受託者は、社債について債務不履行が発生するまでは、殆ど果たすべき役割はないに等しく、実際に債務不履行が発生してしまったと、社債権者にとっては損失発生を防止しようにも時既に遅く、債務者たる発行会社が浮動担保の目的となっている会社財産を実際どのように使用してきたかを知るすべが社債権者側には殆どないというのが実情である。

● 信託の設定目的の広範性

以上主要な信託につきその種類別にその概要を述べてきたが、信託の種類は多岐に亘っており、とても簡単に一覧表に纏めることはできない。ここで取り上げなかつた種類の信託も多数ある。信託を設定しようとする者は、公序良俗に反せず、違法でもなく、受益者存在の原則、永久権禁止則または利息積立禁止則に違反しないような目的

であれば、このようだ目的のためにも信託を設定するいふがやである。信託の受託者の権利義務をもののかにするかは信託設定者の一存で決めることがである。信託の受益者に対する与える権利の内容は、具体的に定めなければ、信託の設定者が自由にこれを定めることがでありますといつておき、受動信託上の受益者に認める権利内容、生涯権を有する受益者に認める権利の内容、誰と誰が受益者であるかがすべてはありとしている裁量信託上の受益者に認める権利の内容、裁量受益者が誰であるかが現時点でははっきりとしているような目的信託上の間接的な利益を受けられる受益者に認める権利の内容も信託の設定者が自由に定めることがである。

A・W・スコット(A.W. Scott)がその著書「Trusts」においていみじくもこう通り、信託の設定目的として認められる範囲は、上記ほどの制限に服わなければならぬといふ点を除けば、「それこそ法律家の想像力の及ぶあらゆる範囲をカバーへやる」としてゐ過言ではない。⁽¹⁸⁾

(1) 以下の叙述は、本稿における筆者の問題意識と合致した David Hayton, *The Law of Trusts*, London 1989 p. 23-50. を依拠したものである。

(2) settlor は我国信託法上は「委託者」いわれてゐるが、イギリス法上の settlor の位置づけはそれとはやや異なるので、本稿では「信託設定者」といふことにしたい。なお、イギリス法上の settlor については拙著『財産管理制度と民法・信託法』(有斐閣、一九九〇年) 110—111頁参照。

(3) Jones v. Challenger [1961] 1 Q.B. 1976; Jones v. Jones [1977] 1 W.L.R. 438.

(4) Williams v. Williams [1976] Ch. 278.

(5) See Re Halliday [1981] Ch. 405.

(6) Re Kempthorne [1930] 1 Ch. 268.

(7) Re Cook [1948] Ch. 212.

(8) Bull v. Bull [1955] 1 Q.B. 234; City of London Building Society v. Flegg [1988] A.C. 54; cf. Barclay v. Barclay [1970] 2 Q.B. 677.

- (9) [1980] 1 W.L.R. 1443.
- (10) (1841) Cr. & Ph. 240.
- (11) [1937] Ch. 236.
- (12) [1923] 2 Ch. 230.
- (13) [1903] 1 Ch. 697.
- (14) [1960] Ch. 232.
- (15) [1959] A.C. 457 at 478.
- (16) [1969] 1 Ch. 373.
- (17) Raikes v. Lygon [1988] 1 W.L.R. 281.
- (18) Volume I 3rd Edition, Boston 1967 p. 3.

III 我國の信託法の考察

口において現代イギリス社会において具体的に活用やれてくる明示信託について検討してきた。この検討から我々がどのような示唆を得るかがやあるのであらうか。以下では以下の四点を指摘することにしたい。

第一に、信託目的の多様性に注目しておく必要がある。本稿では明示信託に限定して検討してきたが、その中だけでも信託の活用方法はきわめて多種多様である。筆者はかつてアメリカの信託について次のように述べたことがある。全く大雑把にアメリカの信託の種類を分類してみても、①弁護士、医者、建築家等の多忙の故に財産管理の暇のない自由業従事者、事業を営む実業家、財産管理の煩わしさから解放されたい高齢者というような個人のための財産管理を目的としたペーソナル・トラスト (personal trust)、②私立病院、私立大学等の機関 (institution) がその財産の管理を受託者に委ね、受益者として収益を得るといった目的としたじわゆるインスティチューショナル・トラスト

(institutional trust)’、③親族の扶助・扶養を目的とした扶養信託 (trust for support)’、浪費者信託 (spendthrift trust)’、保険信託 (insurance trust)’、④社会全般の利益を目的とした公益信託 (charitable trust)’、一定の地域社会の利益を目的としたコムニティ・トラスト (community trust)’、⑤企業従業員の福利厚生を目的とした利益分与信託 (profit sharing trust)’、⑥中高年時代の蓄積を老後に活用する目的としたI.R.A (individual retirement accounts), Keogh プラン (企業年金と個人年金の両者の性格を併有する年金制度) と、うような個人退職年金信託、⑦社債権者のために社債の担保を管理するいわゆるコーポレイト・トラスト (corporate trust)’、⑧遺産を清算する遺言執行者 (executor) 等の多種多様な信託が受託されている。⁽¹⁾

アメリカの信託と比較してみても、イギリスの明示信託の種類の豊富さは決して引けを取らない。イギリスでは制定法上の信託と公益信託とを別にすれば、明示信託は私益家族信託と私益目的信託とに大きく二分されており、アメリカのペーソナル・トラスト、扶養信託、浪費者信託等が前者に該当し、インスティテューショナル・トラスト、利益分与信託、I.R.A、Keogh プラン、コーポレイト・トラスト等が後者に該当するというような分類上の相違はあるにせよ、イギリスおよびアメリカのいずれにおいても、信託は、委託者が個人であれば、投資、財産上の無能力者の保護、遺言書の検認手続きの回避、節税、分別管理財産の維持、公益等の目的に奉仕しうる制度であり、委託者は自らのライフ・ステージを顧慮しながら各自の目的を実現するために最適の信託を設定することができる。従って、信託設定のニーズは両国に共通するものが殆どであることを確認しておきたい。

このような本稿において検討してきたようなイギリスにおける明示信託設定ニーズの多様性を目の当たりにして私は改めて我国における信託設定ニーズがイギリス程には多様ではないことに留意する必要がある。我国における信託のイメージは貸付信託によって規定されてきたが、そろそろこのイメージから脱却して、信託が財産管理制度である、という意識を定着させることが肝要である。⁽³⁾そのためにも財産管理制度としての信託の設定ニーズの多様性を十

分に普及させる必要があるのではなかろうか。以上のことを前提にして、二点について指摘しておきたい。

先ず、我国における多様な信託設定ニーズを掘り起すためにきわめて参考になるのが裁量信託という考え方である。これは我国信託法には著しく欠如しているものではなかろうか。イギリスには約六万件の裁量信託（積立扶養信託を含む）⁽⁴⁾が存在している。これは信託設定後の経済社会の変動の中でも委託者（信託設定者）の信託目的を実現するために、受託者が大幅な裁量権行使して受益者および受益権の具体的な内容を事後的に確定するものであり、出捐された財産がかなり固定的な信託の目的によって長期間拘束されることから生ずる不都合を受託者の裁量権によって解消しようとするものである。受託者にとっては過大な義務を負うことにもなり兼ねないが、受託者に対するきわめて長期間に亘る信頼を基礎としており、ある意味では最も信託らしい制度といえるのではなかろうか。ここで裁量信託を我が国に導入するための検討が必要である旨を指摘しておきたい。

次に、高齢化社会の進展とも相俟って、財産保護信託のなお一層の活用が期待されているように思われる。これはアメリカの浪費者信託に相当するものであり、イギリスの財産保護信託とアメリカの浪費者信託とは基本的には同一のニーズに応えようとするものである。しかし、イギリス型の財産保護信託とアメリカ型の浪費者信託とでは法的効果は大いに異なる。すなわち、アメリカ型においては信託財産から生ずる元本と利息を受益者が譲渡することを委託者が適法に禁止しうるのに対して、イギリス型においては受益者による元本と利息の譲渡は認められており、委託者がこれを禁止することはできない。同じく英米信託法と⁽⁵⁾いつても、実はこのような大きな相違がある。そこで我が国におけるこの種の制度に関する議論に際しても、イギリス型とアメリカ型との相違を十分に認識したうえで、我国の実定法に基づいた解決を模索する必要がある。我国の制度で財産保護信託または浪費者信託に最も近いものは現在までのところ特定贈与信託であるように思われる。そこで特定贈与信託受益権の差押え可能性についてごく簡単に言及したい。四宮説によれば、民事執行法第一五二条の規定に拘らず、特定贈与信託の受益権全体が差押禁止財産であ

る旨を説くが、これはアメリカ型の浪費者信託に偏った理解であり、私見によれば我国の解釈論としては、受益権に対する強制執行を必要以上に制限することは債権者を害し、受益者に過大な保護を与える結果となるので、衡平の観点から必ずしも望ましいとはいえない。民事執行法第一五三条で対処するのが妥当であるよう⁽⁷⁾に思われる。

第二に、制定法上の信託という概念に注目したい。信託は *equity* の所産であるが、現代イギリス法においては制定法によつても信託制度が創出されているのである。一九八六年破産法、一九二五年遺産管理法、一九二五年財産法等がその例である。イギリスにおける信託の根拠法としては、信託に関する *equity* 上の法理念および判例法の外、一九二五年受託者法が存在するうえ、なお、制定法によつても新たな信託概念が形成されているのである。*equity* の伝統のみに依拠しない立法者の果敢な姿勢が窺われる。また一九二五年受託者法についても法律委員会でその内容が再検討されており⁽⁸⁾、現行法も常に吟味されている。トラストの母国であるイギリス社会において中世以来の信託が連綿として活用され続けている事実の背後では、その時々の社会のニーズに合わせた信託に関する立法活動が積極的に進行なわれてゐることを看過してはならない。

翻つて我国の現状を顧みると、この種の立法活動はあまりにも低調なのではなかろうか。新たな立法とまではいわなくとも、少なくとも施行後約七〇年を経過した信託法については再吟味の余地があるのでなかろうか。

第三に、信託の法的構成に微妙な差異がみられることに注目したい。ここでは受勵信託、利益受領権付信託、裁量信託、積立扶養信託の四つに絞つて検討することにしたい。

受勵信託とは一応は信託の形式をとり、財産の名義は受託者に移転されてはいるが、受託者には何らの実質的な権限・裁量権はなく、実態的には受益者が実質的な所有権者とみられるような信託である。これは名称としては「信託」といわれることがあっても、受託者はノミニーに過ぎないものである。利益受領権付信託とは、受益者が信託財産の利益について実質的な権利を有しており、受託者も信託上の義務を負つて信託財産を管理しているような信託で

ある。しかし受託者が広範な裁量権を行使する余地はなく、受益者に確定的に帰属している権利を生じさせるために信託財産を管理すれば足りる。裁量信託とは委託者の設定した信託目的に基づく受益者および受益権の具体的な内容を最終的には特定しておらず、信託設定後、受託者がその裁量権行使して受益者および受益権の具体的な内容を特定するものである。従って、受益者が特定するまでは信託財産は名義上のみならず、実態上も受託者の管理下に服し、しかも受託者の広範な裁量権の行使によって初めて受益者が特定するのである。積立扶養信託は裁量信託のコロラリーと考えてよいであろう。

このような法的構成の差異に応じて、とりわけ受託者の権限が異なってくる。特に受託者が強大・広範な権限を有する裁量信託は信託の特質が端的に顕わされたものであるといえよう。なぜなら、信託は本来信託財産の管理処分を受託者の全面的な管理下に置きながら（従つて名義も受託者に移転する）、しかし同時に委託者の設定した信託目的を受託者を通して実現する制度だからである。イギリス信託法といつても、信託の在り方によって実は信託の法的構成に差異のあることに今一度注目しておきたい。すなわち、受託者の権限に着目してみると、きわめて幅の広い裁量権を受託者が有する裁量信託を中心として、さらにそれを徹底した積立扶養信託があり、逆に殆ど裁量権のないものとして利益受領権付信託、そして全く裁量の余地が受託者に認められない受働信託があり、当然のことながら信託設定のニーズによって受託者の権限が定められ、それに伴つて異なる信託類型が形成されてきているのである。

翻つて我国の現状を顧みると、先ず実務において用いられている信託の殆どは受働信託であるように思われる。これは我国信託法が「委託者又ハ其ノ相続人」に比較的広範な権限を認めていることに依るのであろう。それでも我国において裁量信託が全く設定されていないのはいかなる理由に基づくのであろうか。実定法上も裁量信託の設定が決して否定されているわけではない。⁽¹³⁾ 我国においてこの種の信託を設定するための検討を始める必要があるのでなかろうか。

次に信託理論においても從来我国においてはとりわけ受益権の本質に関して論争があり、その論争を経て、通説（青木説、入江説、四宮説、田中（實）説、私見というような学説⁽¹⁰⁾）が形成されてきており、それらが我国信託法理の深化をもたらしたことは紛れもない事実ではあるが、しかしながらいずれの説においてもイギリス信託法のように受託者の権限の濃淡に応じて法理を形成するというものではなかった。確かに田中説では金銭信託と不動産信託を区別し、私見では自益信託と他益信託を区別してはいるが、受託者の権限に着目するという発想には乏しかったようと思われる。そこで、私見としてもこの点に注目したうえで私見をさらに発展させていきたい。すなわち、自益信託と他益信託の区別は維持したままで、受託者の権限の濃淡に着目してみたい。予め結論の方向を示唆すれば、受働信託は自益信託にしかなりえないのに反して、利益受領権付信託、裁量信託、積立扶養信託については受託者の権限が拡大する程、他益信託性が増すのではなかろうか。イギリス法を参考にしてなお検討してみたい。

第四に、信託法理の差異に応じて税法上の取り扱いも異なるものとされている点に注目したい。受働信託においては信託財産の存在は無視され、税法上も受益者が課税主体となる。これに対し、利益受領権付信託、裁量信託、積立扶養信託においては、受託者の権限の濃淡に応じて信託財産の独立性が指定され、信託財産の独立性が認定されれば（典型的には裁量信託）、信託財産 자체が実質的には課税主体となる。もっとも、イギリス信託法上信託財産は法的主体（legal entity）とはされていないので、受託者課税の形式をとる。すなわち、受託者は固有財産の課税関係とは別に、信託財産の管理者としての立場から当該信託財産についての課税主体となる。⁽¹¹⁾

翻つて我国における信託課税の現状を顧みると、イギリスのようなフレキシブルな対応がみられず、受益者課税の原則があまりにも強調され過ぎているのではないか。これは我国の信託の殆どが受働信託であることと密接な関連がある。信託が受働信託タイプのものであれば、イギリスにおいてもそうであるように受益者課税であっても一向に差し支えない。しかし、イギリスにおいてはそれ以外の課税関係が生ずる信託も多数存在するのに、我国ではあら

ゆる信託に受益者課税の原則が妥当させられているのはやや硬直的ではなかろうか。このような信託課税の硬直性が実は我国においてイギリスのような多様な信託類型が発展する障害にもなっているのである。では、我国において受益者課税の原則はどのように修正したらよいのであらうか、それについては次稿で検討したい。

- (1) 前掲拙著六七一六八頁。なお、アメリカにおける信託の活用実態について、拙稿「老後生活における財産管理について—信託を中心として—」(社会保障制度審議会事務局、一九八五年)〔信託一四三、一四四号(一九八五年)にも掲載〕一〇一三頁(信託一四三号では一一九一二二頁)、前掲拙著では一七三一一七七頁参照。

(2) 前掲拙著六八頁。

(3) 前掲拙著六八頁。

(4) Hayton, op. cit., p. 1.

(5) 前掲拙著三〇一三一頁参照。

(6) 四宮和夫『信託法』(有斐閣、一九八九年)三三三一三三三四頁。

(7) 前掲拙著二〇四一〇五頁、二〇九頁注(7)参照。

(8) The Law Commission (Law Com. No. 185), Fourth Programme of Law Reform, London 1989, p. 6によれば、現在、検討は自己執行義務と永久権禁止則について行なわれている。

(9) 相続税法第四条第二項第三号は、「受益者が特定していない又は存在していない信託について、受益者が特定し又は存在するに至った」ときには委託者から贈与があつたものと見做す旨を規定しており、この規定は裁量信託が決して否定されていな根拠といえるのではなかろうか。

(10) 青木徹一『信託法論』(財政経済時報社、一九二六年)、入江真太郎『全訂信託法原論』(巣松堂書店・大同書院、一九三三年)、四宮和夫『信託法』(有斐閣、一九五八年、増補版一九七九年、新版一九八九年)、田中實『信託法講義(1)~(2)・完』『信託一〇七一~一八号(一九七六~一九七九年)、前掲拙著等参照。

(11) 受託者は固有財産についての課税主体と信託財産についての課税主体という二つの地位を兼併している。しかし、これら二つの地位は全く別個のものであつて、たとえば受託者の固有財産の多寡によって信託財産の課税関係が影響されるようなどではなく、個々の信託財産についてだけの課税関係が受託者に生ずるのである。